

平成30年第2回（6月）定例町議会

（第2日 6月6日）

平成30年第2回(6月)西伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年6月6日(水)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

日程第2 報告第1号 平成29年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程第5 議案第26号 西伊豆町指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	堤	豊	君	3番	山本	智之	君
4番	芹澤	孝	君	5番	高橋	敬治	君
6番	加藤	勇	君	7番	山田	厚司	君
8番	西島	繁樹	君	9番	堤	和夫	君
10番	山本	榮	君	11番	増山	勇	君

欠席議員(1名)

2番 山本洋志君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	椿 隆 史 君
教育長	清野 裕 章 君	総務課長	佐久間 明 成 君
まちづくり課長	大谷 きよみ 君	窓口税務課長	真野 隆 弘 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	村松 圭 吾 君
防災課長	長島 司 君	環境課長	鈴木 昇 生 君
会計課長	森 健 君	企業課長	松本 正 人 君
教育委員会 事務局 長	高木 光 一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	山本 法 正	書 記	山本 征 司
--------	--------	-----	--------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

会議を開催する前に申し上げます。2番山本洋志君から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎追加説明

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 昨日の山本榮議員の一般質問におきまして、高校生通学費助成制度の通知が保護者には渡っていないので、早急に配布して欲しい旨のご発言がございましたが、私から明確な答弁ができませんでしたので、再度担当者及び学校に確認をしましたので、ご報告をさせていただきます。

通知につきましては、昨日も答弁をさせていただきましたが、やはり昨年度中に町内中学校、それから4月になってから対象生徒のいる高校に、本日皆さまにお配りしました通知を配らせていただいております。通知の中には、申請に必要な書類等もお知らせをさせていただいているところでございます。

したがって、すべての方に再度配布するのではなく、お手元にない方で通知が必要な方につきましては、直接教育委員会からお配りをさせていただきたいと思っております。また、通知漏れがないように、広報にしいず6月号にも申請方法を記載させていただいておりますけれども、議員の皆さまのところにお問い合わせがあった場合には、お伝えいただければ、教育委員会で対応をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

◎一般質問

○議長（高橋敬治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇ 増 山 勇 君

○議長（高橋敬治君） 通告5番、増山勇君。

11番、増山勇君。

[11番 増山 勇君登壇]

○11番（増山 勇君） おはようございます。

それでは、一般質問を行いたいと思います。私は大きく、防災についてと西豆自治体について、お伺いをいたします。

まず、防災の防潮堤の地区協議会における現況について、ぜひどのようになっているか、お伺いしたいと思います。

「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の減災目標達成に向けた取り組みの中で、防潮堤の地区協議会が設置され、検討中とあります。それで、西伊豆町各地区の現況は、現在どのようになっているのか。2点目は、この防潮堤整備の財源の問題です。県が全額負担するのか。それとも町の負担があるのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、各地区にいらっしゃる防災委員についてお伺いします。そもそも各地区の防災委員の役割はどういうことなのか。また、ここで言う心構え、研修はどのように行っているのか、お伺いをします。

3点目は、津波避難路マップの活用についてであります。町では、津波避難路マップを作成し、各家庭に配布されましたが、その活用としてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

2点目の西豆自治会の件についてであります。一つは西豆自治会、西伊豆町と松崎町でありますけれども、これはどのような役割で設置されているのか、まずお伺いをします。2点目としましては、両町の共同事業などの協議について、例えば斎場やゴミ処理施設など、両

町での共同事業についての協議を、それぞれ両町長がされているのかどうか、その点をお伺いをいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、増山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の防災について。

(1) 防潮堤の地区協議会における現況について。

各地区の現況はどのようになっているのか、防潮堤整備の財源は県が全額負担するのか、町が負担するのかというご質問でございます。昨日の加藤議員のご質問にもお答えいたしましたし、議員も通告書に書いているように、県の地震・津波対策アクションプログラム2013における協議会でございますので、詳細につきましては、県にお問い合わせをいただければと思っております。また、防潮堤を整備した場合の財源でございますが、国が50パーセント、県が40パーセント、町が10パーセントの負担となっております。

次に、(2)の各地区防災委員について。

各地区の防災委員の役割は、また心構え、研修はどのように行っているかというご質問でございますが、防災委員につきましては、県や町の実施する防災についての研修会、講演会などによって得られた知識や情報を、地域における自主防災活動に役立てたり、自主防災組織の会長、副会長を補佐することを役割としております。町では、防災委員の皆さまに防災に関する情報提供などを行うため、昨年度は防災講演会に参加をしていただいたほか、本年度はタイムラインを構築するために、各区の防災委員さんたちにも協力をいただき、事業を進めていきたいと思っております。また、心構えや研修はということでございますが、今申し上げました事業に参加していただくことで、研修になるのではと思っております。

次に、(3)の津波避難路マップの活用について、どのように考えているかというご質問でございますが、過日全戸に該当地区の津波避難路マップをお配りさせていただきました。地震後に津波が来る想定で、ご自宅から一番近い避難所まで、どのルートで行くことができるのか。どのルートが、一番危険性が少ないか。かかった時間は何分かなど認識をしていただき、各家庭ごとの避難マップを完成させていただければと思っております。以前、災害ボランティアコーディネーターの皆さんと町歩きを行いました。そういったことを各家ごとに行っていただきたいと思っております。また、他地区の避難路マップが必要な場合は、本庁・支所・

出張所に置いてございますので、ご利用いただければと思います。

次に、大きな2点目の西豆自治会について。

(1) 西豆自治会の役割について、どのようなものがあるかというご質問ですが、現状といたしましては、交通指導員さんに関わるところが主でございます。

次に、(2)の両町の共同事業などの協議について、斎場やごみ処理施設など、両町での共同事業についての協議を、どのようにしているのかというお尋ねですが、議員がおっしゃっている案件につきましては、昨年も本年も議決事項が終了した後に、雑談として話題には出ております。ただ、ごみ処理につきましては、西伊豆町と松崎町というよりは、下田市、南伊豆町という案件を松崎町が抱えているため、協議という状況にはないように思います。

以上、壇上での答弁を終わりとさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それでは、順次再質問したいと思います。

まず防潮堤の問題ですけれども、町長は昨日も県がやっているの、県に聞いてくれという答えですね。地元町村としては、町としていろいろ防災課やまちづくり課が段取りして、これまで各區で説明会を何回かやって、その結果というのは、町には報告がされていないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 報告というものはされております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） その報告の中で、西伊豆町は宇久須、安良里、田子、大きく分けて仁科とありますが、それぞれの地区によってそれぞれ違うと思うので、どういう認識でいらっしゃるのでしょうか。例えばお聞きしますけれども、宇久須の場合は港湾ですね。港湾で県がどこまで説明したか、私は知りませんが、全部国と県が財源を持つような話がされたように伺っているんですよ。しかし、先ほど町長の答弁にあったように、1割は地元負担というのが、宇久須地区でもあるのだらうと思います。

そういったことで、特に宇久須の地区はアンケートも取られて、当時の区長さんたちは意見集約して、造ってもいいだろうという方が6割から7割いたという報告を県にしているにも関わらず、その後まったく動きがないということがあるんです。それらについて、要するに私が言いたいのは、県がやっているのではなく、西伊豆町の防災を考えた場合、どうするのかということです。要するに、10パーセントの負担金が払えるだけの財源があるのかと、

突き詰めるとそうなるんです。そういったことについて、町長はどういう考えでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今までの流れからいきますと、10パーセントが町の負担ということで、そこに過疎債などを利用すれば、当然10パーセントではなくて、それが3割・4割、ですからトータルで言えば、3パーセントから4パーセントの負担でできるという認識です。ですから財源のことというのは、町の方としては、あまりと言うと語弊がありますが、そんなに議員がおっしゃるほど心配する必要はないのかと思いますが、ただ問題が造り終わった後です。現在作られている陸こうの電動の遠隔化はまだ進んでおりますけど、現状ですら今後補修をしていかなければいけないであるとか、毎年点検に何千万のお金がかかっていくという状況で、これ以上のものを造るのかという心配は確かにあります。

ただ議員がおっしゃったように、また昨日加藤議員も質問の中でおっしゃいましたけど、住民の約7割ぐらいの方は、アンケートに対しては賛成だというご意見はありますけれども、逆に海の近くの方は反対をしているという現状もあります。それは、自分の民宿から景色が見えなくなるというご心配も当然あるでしょうし、本当にこの嵩上げというものが、ただ上にコンクリートを据え付ければいいというものではなく、基礎からやり直さなければいけないので、自分の家に傾きが出るのではないかという心配の声もあります。ですからアンケートどおりにいけば、確かにゴーと言わざるを得ない状況なのかもしれませんが、なかなかそれが地域住民との整合性が、ただ単にアンケートの結果だけで図れるのかということになりますと、私は難しい問題だと思います。

逆にこの質問をされているということであると、議員は嵩上げをしろということであるのであれば、私はもうそのように申し上げることもないかと思いますが、アンケートの結果に従えということになれば、これは上げざるを得ないというのが町の見解でございます。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） あえてこの質問をしたのは、私は東日本大震災を経験して、それぞれの被災地を見て、ほとんどそういう防潮堤なんかが役に立たなかったという事例があるんですよ。静岡県がその後に作った計画ではないかと思うので、それよりも昨日も町長が言われたように、防潮堤はこのままでいいのではないかと思うんですよ、私はね。それよりも背後地、要するに避難路やあるいは昨日も出ていたように津波避難タワーなど、一時的に避難できるような所をたくさんとは言わないけど、そんなにたくさん造れるような場所があるかどうか分かりませんが、そういったところに力を入れるべきだと思うんです。ですから、

県も財源を全部国と県でやるのだと言っていたら、それはまた別なのかもしれないけど、仮に西伊豆町全体やった場合に、総額どれくらいの予算が必要だと県は町に言っているのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この立場になってから、明確にいくらかかるということは、県からお聞きしたことはございません。ただ、私が議員の時に第2常任委員会でございましたので、その時に県の危機管理の部署の方、また港の整備に携わっている方にお越しいただき、増山議員も含めて、その当時の議員は参加していただいたかと思いますが、その当時県が言うには、100億円かかると言っておられたのは記憶されていると思います。

ただ、では毎年いくらぐらい予算が付くのでしょうかというお尋ねをすれば、1億円付けばいい方ですねというのが県の見解でございますので、では100年かかりますねという単純計算ではそういうことになります。ただ100年やっているうちに、30年、40年で補修をしなければいけないところの予算も当然出てくるということになると、本当に100年でできるかも分からないということを4地区でやった場合、どこの地区から先にやるのかという問題もありますし、仮に100億円を4等分で割ったとしても25億円、一つの港に25年かかるという計画を、町がはいそうですかとなかなか返事はできないであろうというところがあります。ただ県は、地区の方が答えを出してくださいということしか言いませんので、町からはなんとも言い難いというところが現状でございます。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 地区の中でも個々に聞くと、町長が言われたように景観が悪くなるとか、これ以上の嵩上げは無駄ではないとか、そういったお金の使い方ではなくて、避難路やあるいは先ほど言いました津波避難タワーの建設を急いで欲しいという声もあります。ですからそういったことを、今西伊豆町だけでも、だいぶ前ですよ、その話は100億円というのは。ですから相当1年、5年ぐらいかかっていますから、もっと増えていると思うんですよ。そういったことを、地域の住民の安心安全だという名目で進めていくことは、非常に充分慎重にやっていただきたいし、できれば私はやらない方が良いと思っています。防潮堤の嵩上げやそういったものは、そういう立場での今回の質問ですので、町長のこれを質問したからやれという話ではありません。十分に住民の声をもっともって聞いてもらいたい。

県もやはり財源の問題を、もう少し住民の皆さんにも説明すべきだと思うんですよ。先ほど言いましたように、すべて県が、あるいは国が見るからやって欲しいという説明はやめた

方がいいと、これは宇久須地区です、港湾ですので。そういったことは、事実と違うのではないかという説明をされているということが、ちょっと気になるんです。

替わりまして、次に各地区の防災委員についてです。そもそも防災委員というのは、町の条例に載っているんですね。条例集を見ますと、防災委員の定数は自主防災組織ごとに2名以内とすると記載してあるんですけども、現在西伊豆町の防災委員は、何名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 現在、63人です。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 63名というのは、各地区に2名ずついるという計算でしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 自主防災組織が38組織ありますので、現在2名以内ということで、1名のところ、2名のところがあります。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 重ねてお伺いしますけれども、この防災委員というのは、だいぶ前から西伊豆町の条例にあるんですけど、「委嘱にあたって町長は、あらかじめ防災委員として、所要の知識、心構えなどを研修を通じて習得させるものとする」と、その前にありますけど「自主防災会長が推薦し、町が委嘱するものとする」となっているんですね。ですからあくまでも、町が防災委員の皆さんに、先ほどのこれからの研修ではなくて、なる前からの研修が必要ではないかと記載してあるんですけど、そういった研修は今までどういうことがあったのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 防災課長。

○防災課長（長島 司君） 過去には、防災委員に委嘱状を伝達する際に、自主防災会長と防災委員の合同研修会などを開催しておりました。しかし、近年では研修の機会を設けていなかったもので、今年度以降、委嘱状を交付する際に研修会も合わせて開催し、防災委員の役割などについて話していこうと考えております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） これは各自主防災会で、私は温度差があると思うんですね。十分に防災委員の方と自主防災会の会長さんとの連絡を密にしてやっている区もあれば、失礼ですけど、そうでもないようなところも見受けられるので、これは町がやはり委嘱して防災委員

としてなっただけ以上は、やはり自主防災と一緒に協力する、あるいは避難訓練などのことを、もちろん積極的に参加されていますけど、役割そのものを各区で十分に話し合いを持っていただければという指導も、町としてやるべきではないかなと思うんですよ。

私の住んでいる築地区では、防災委員さんはかなり長くやられています。他の区は分かりませんが、2年で一度交代されているところもあるのかなということなものでね、そういう点で要するに町が防災のということで、もう少し指導をやっていただきたいと思うんです。当然、参加されていると思いますけど、避難訓練といったところにも、積極的な役割を果たしていただきたい。これは自主防災の方でも働きかけていると思いますけど、町の方としても、ぜひそういったことを心掛けて欲しいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今でも防災訓練や津波避難訓練には、防災委員の皆さまも積極的にご参加をいただき、区と連携をしていると思いますが、なお一層連携していただくように、町からもお願いしていきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） それで先ほど63名いらっしゃるということ、一同に集まって、例えば自主防災会長というのはほとんど区長さんだと思うんです。確か38名、かなりの人数になるんですけど、一堂に会しての研修会や情報を協議するという場合というのはあるんですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今はありませんので、先ほど課長が答弁したように、次年度からは委嘱をする際に、そういったもので集まっていただき、研修をまず受けていただくということから始めていこうと思っております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） ぜひそういったことで、今後進めていっていただきたいと思います。

続いて、津波避難路マップです。これについては、説明はもちろん載っていますが、なかなか分かりづらいという方もいらっしゃるの、私は防災訓練やあるいはいろいろな各種話し合いの場で、これを活用するにあたっての、これこそこういったものを防災委員の皆さんに役割を担っていただいて、話し合いや説明を行うことが良いのではないかと。これからです。これをただ配っただけではほとんど役に立たないというか、自分のところはこういうことだなというのは理解しますが、いざという時には何分でとなるとなかなか難しいかなと思うので、この活用方法について、今考えているものについてお答えください。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 一番良いのは、津波避難訓練の時に各区でそれをお持ちになって、自分の家から避難地まで何分かかったかというものを、それを見ながら計算をして歩いていただくのが一番良いかと思います。また、できれば行きと帰りの道を変えていただいて、どちらの道の方が安全であるかという確認もしていただければ、なお一層よろしいのかなと思います。逆に、災害ボランティアの方が町歩きを以前からやっております、その時はそういう図面はありませんでしたけど、当時から地図を見て歩くということは、任意で来られた方はやっておりますので、そういったことに関心がある方は、既にご利用の仕方については、ご理解いただいているものと思っております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） これは配布されたばかりですので、ぜひこれからの活用を考えて、有効な活用をしていただきたいと思います。これについて、今年度町としては避難地の案内板を、今整備されていると思うんです。県が言っている統一した看板になるのか、それとも町独自で作っていくのか。現況では、今年度予算に盛り込まれていますが、どのような考えでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町民のみならず、観光に来られるお客さんもいらっしゃいますので、できれば統一したものの方が避難もしやすいのではないかと考えておりますので、町独自ではなく、統一したものでいきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今年度予算があるんですけど、これは今年度とよく言うんですけど、町の場合は来年の3月までであるということで、一日も早くこういったことは事業として進めたいと思うんです。そういう点では、予算にありますからやるということは分かっているんですけども、一日も早くそういう看板等を設置して欲しいと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 準備ができ次第、一日も早く進めたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） これは戻っても仕方がないけど、以前からこういう指摘はしていただんですが、なかなかやっていただけなかったということもありますので、一日も早くそうい

った避難地の案内板を、各地区に設置をしていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。2. 西豆自治会についてお伺いします。西豆自治会というのは、そもそもいつから会議が開かれていたのか。どなたかご存知の方、教えていただきたいです。それで今、西豆自治会の当番が西伊豆町と聞いていますけど、西豆自治会のそもそも規約とか内規はあるんですか。条例集には、まったくないですが。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当番につきましては、今年度から、この前総会が終わりまして、そこからうちの当番が2年ということになりますので、確かに当番にはなっております。詳細につきましては、担当課長に答弁をしてもらいます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 議員からいつ頃の立ち上げかというご質問がありましたが、申し訳ありません、勉強不足でいつ頃立ち上がったかということは、ちょっと確認しておりません。それから会の規約については、町の規則等ではなくて、会として規則を持っておりますので、条例集には入っておりません。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） これはですね、私が議員になった時からあります。賀茂村、そして西伊豆町、松崎町の3町で西豆自治会は作られたように当時伺いました。先ほど町長の交通指導員に関するものだという答弁でありましたけど、実際、交通指導員の人件費や経費がここで盛られていると思うんですよ。これは年間、西伊豆だけでも約300万円です。西豆自治会負担金というのは、今年度予算で310万円です。もちろん100パーセント使い切っているわけですけども、松崎町もこれに近い額が出て、両方で600万円近くの予算で計上されているのが西豆自治会だと。これは今言われた交通指導員のものであれば、私は交通対策費に振り分けて盛っていかないと、おかしいのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） なぜ、こういう仕組みになっているのかは、私も分かりませんのでなかなか答弁はしづらいのですが、女性の交通指導員さんが賀茂郡下に5名いらっしゃいます。5名の内の2名が、西伊豆町・松崎町を管轄する西豆に今配置をされておまして、先ほど議員がおっしゃったように、要はうちの町と松崎が約300万円ずつを計上して、その2名の人件費と言っては変ですけど、そういったところに最終的には充てられ、交通安全に関するそういう協議会にも出費をさせていただいているというのが現状でございます。たぶんうち

と松崎でそれを使ってやっているということは、他の市町でもそういうものがあり、交通指導員の手当というものは、そういう出し方をされているのでしょから、うちがどうこうというよりは、全県的にそうなっているのではないかというのが推測でございます。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） これは決算の時に何度かお聞きして、ある程度分かるんですが、そもそもこれは交通安全の指導員の人件費や、そういったものは県費で見るといいんですけど、県警ですから。ところが地元町村に負担をお願いするにあたって、こういう西豆自治会などいろいろな名前を使って、地元自治体に負担をさせていった経過がたぶんあるのではないかと推測ですけど、発足がそんな感じがするんですよ。だとしたら、交通安全に使っている費用ですから、当然西伊豆町にもあります交通安全対策費に、その予算は振り分けていくということが必要だと思います。

もう一つは、西豆自治会の構成メンバーを見ますと、両町長、副町長、松崎にはいらっしやらないですけど統括課長、それと、議会は議長と副議長が参加されていると。非常にメンバー的には首脳というか、物事がある程度決められる皆さんが集まっている会議です。だとしたら、そういう会議の中で、両町の共同作業とか、これから一緒にやっていけるものがあるならば、そういう検討事項をすることが必要ではないかと思うんですよ。それで以前から、斎場の問題についても、せっかく今委託事業で松崎町と西伊豆町が契約結んでいますけど、老朽化して一日も早く造らなければならない時に、大変な資金が必要だということなので、両町が過疎債を使って、そういった話し合いというのを、まず両町長が話し合っていく絶好の機会だと思うんですけど、そういったことはできないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） お金よりも先に解決しなければいけない問題がありますので、私はこの場では議論をしない方がよろしいかと思っております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） あまりはっきり言いたくないみたいですけど、松崎町は以前の齋藤文彦町長が議会での答弁では、西伊豆町と話し合っていきたいということ、当時の町長がされたんです。選挙がありまして、西伊豆町も去年町長が替わって、松崎町も替わって半年経ちました。しかし、3月の松崎の議会では、今の長嶋精一町長はこう言われているんですけど、これは3月時点ですよ。今の斎場の問題について、私はまだ西伊豆の町長とまったく話しはしておりません。私は、まったく中身については承知しておりません。こういう答

弁をされているんです。これでは、前に一向に両方でやろうと言っても、進まないのではないかと思うんです。この松崎町の3月議会の答弁を見ますと、事務方が一緒に研究をし、先進地を視察しているという答弁されているんですよ。こういったことを踏まえて、要するに行政のトップの両町長が、よし、やろうじゃないかと、そういうことを話し合える場を持たないと、一向に進んでいかないと思うんですよ、いかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 松崎町と話をしなくても、西伊豆町だけで前に進めていると私は思っております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 斎場の問題については、行政報告の中で、5月29日に第1回の斎場検討委員会が開かれたと報告されております。これはだいたいどれくらいの年度でめどを立てて、この検討委員会はやっていくつもりで立ち上げられたのか。もう一つ聞きたいのは、松崎とは一緒にやろうという考えは、町長自身はお持ちでないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 松崎町と一緒にやろうというのは、お持ちであるかないかは別にしましても、最終的には一緒にやるのがベストだとは思っております。ただそこに行き着くまでの過程を、松崎町さんと一緒にやるのが、この事業をスムーズに進めるかということに関しては、私は単独でいった方がスムーズに物事は進むと思っております。

委員会につきましては、当然予算でも盛りさせていただきましたように、会議は5回、視察に1回という予算が、既に当初予算に盛り込まれていると思います。今年度内におきましては、視察を含めて6回行うという中で、できれば今年度中にある程度の目星はつけていただきたい。ただその5回で話がつかなかった場合につきましては、一応この物事が進むまでの間、委任をするということで委嘱状を発行しておりますので、委員の皆さまにはどうなるか分かりませけど、ある程度の形ができるまでお付き合いいただきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） なんとか年度内にはある程度の方角を決めていきたいというのは、町長の腹積もりだと思うんです。私はあえて何回も言うのは、松崎町と造るところから一緒にやるというのはなかなか難しくなると思うので、建設費用の負担についてのそういった話し合いというのは、やっていくべきだと思うんです。

それで松崎町も、今までは西伊豆町が過疎債を利用してと言っていたので、なかに乗れな

いと言っていました。合併特例債ね。それで今、過疎債は齋場は適法になりましたので、松崎町も過疎債での検討はあり得ると。これは課長が答弁されているんですけども、町長はほとんど発言されていないのでよく分かりません。そういった話というのは、本当に隣町ですから、町長言いたくないと言うんですけど、やはり町長同士で腹を割って、いろいろな話ができる会合というのは、私は西豆自治会が今ある対応では最適だと思うんですよ。

まったく新しくつくることなく、その会を利用してやればいいし、定期的に会えばいいじゃないですか、町長と。話は大きくなるけど、米朝会談ではないけれども、そんなに難しい話ではないですよ、隣ですから。財源はそれぞれ非常に厳しい中で、一緒にやりましょうということを、一言町長が声を掛けてくれれば、どこが頭下げるのではなくて、両方でそうだなと思えば、担当部署にそういった方向で前に進みなさいというゴーサインを出していただければ、もっと話が早くつくのではないかと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私は一緒にやらない方が、話が早く進むと思っております。ここで言いますと、かどが立ちますのであえて言いませんけども、先ほどから言っておるように、お金だけが解決すればいいという問題ではない問題があるということは、議員も理解はされていると思います。まずそこを選定してから、話を持っていった方が進むのではないかと思いますし、別件で1市2町でやっている事業もどうもなかなか進んでいないようにも聞いております。一緒にやった時に、もしそういうことも考えられますので、本当に齋場が早々に必要であれば、西伊豆町の単独でまずは先行して物事を進めていった方が、私は早いという認識をしているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 重ねて言いますが、西伊豆町にある過疎地域自立促進計画、平成32年までの計画を見ますと、25ページの中に、新たに建設する齋場の規模や候補地について引き続きの調査研究を進めると、今やられようとしていますね。あともう一つ、一部事務組合への委託についても検討していると、この計画ではこのように記載しているんですよ。一部事務組合というのは、たぶん松崎町が相手になると思うんですよ。そういう検討をしていくと言われている。今の町長の答弁だと、何か松崎町とやると遅れるような話っぷりですけど。なかなか町長の口からは言いにくいかもしれませんが、せっかく隣の町ですから、新しい町長ですから、要するに腹を割ってざっくばらんに話をされたらどうですかということです。それだけなんですよ。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） よく話を理解していただきたいと思いますが、わざと私は選定という言葉を使っております。その問題すら解決すれば、一緒にやることは吝かではございません。ただこの問題が解決しないことには前に進みませんので、まずは西伊豆町で選定をしたいと。選定場所が決まり次第、そういったものというのは当然過疎債を使うこともできますし、一部事務組合を使うこともできます。ただその問題が解決しないことには、話がそもそも進んでいかないので、先に西伊豆町でやっていきたいということでございますから、別に最終的に一緒にやらないと言っていないということだけは、ご理解いただくしかないと思います。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今選定というのは、場所の選定ですね。要するに西伊豆町内で造っていかうということ、そうじゃないですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あえて言わせないでいただきたいんですけども、もし一緒にやったならば、松崎町に建てたっていいじゃないかという議論が出ませんか。そういうことを言っているんですよ。だから西伊豆町にもともとあって、向うにはプラントが作っていただいておりますから、西伊豆町でまずは場所を選定した方が進むのではないかとということでやっているわけです。こういう言いたくないことを言わせて前に進まなくなっても、増山議員のせいですからね。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） あえて言いたいことではなくて、それは充分分かるんですよ。斎場をつくる時の今までのやり方で反対を受けて、断念したというのが2回あるわけですから、進め方の問題も充分検討しなければならないというのは充分分かっています。ですから先ほど言いましたように、松崎町と一緒にやったらということは財源的な問題で言っているんですよ。今町長が言われたように、選定場所が決まれば、前に進む可能性があるかと答弁されましたので、そういう方向でぜひやってもらいたいと思います。これは本当に1日も早く、斎場の問題はもう4年、もっと前から指摘をされていた問題ですが、なかなか解決しないで現在もあるわけですから。

もう一つくどいようですが、行政同士というのは、私の言い方は悪いかもしれないけど、仲悪いのですか。行政同士ですよ。あえて、町長同士とは言わないですよ。それでも担当部署は、両町とのいろいろな連密な検討なり、昨日もありましたよね、教育委員会の方でやっ

ていますと言いましたね。ですから何か、どうも私長く議員をやっていると、松崎町とは折が合うわないというか、いろいろな意味でちょっと良くなっていないのではないかと感覚的に思うんですけど、そういう心配はないですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私の感覚では、別に松崎と仲が悪いという認識はしておりません。

○議長（高橋敬治君） 増山勇君。

○11番（増山 勇君） 公式な答弁ではそう言わざるを得ないと思いますが、あえて問いません。ぜひ先ほど言いましたように、町長は選定をして前に進めるには、そういったことも検討するということです。ぜひそういう方向で、検討をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 11番、増山勇君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

◇ 堤 豊 君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告6番、堤豊君。

1番、堤豊君。

〔1番 堤 豊登壇〕

○1番（堤 豊君） それでは議長より許可を得られましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

件名は、観光は西伊豆町にとって基幹産業であることについてという件名で発表させていただきます。(1) 静岡デスティネーションキャンペーン(DC)について、(2) 西伊豆町の観光客が年々減少していることについて、(3) 西伊豆地域の独自性をアピールすることについて、以上が質問要旨です。それでは、始めさせていただきます。

(1) 静岡デスティネーションキャンペーン(DC)について。

2019年春に静岡県内全域で展開される大型観光誘客企画「DC」に向け、全国の旅行会社、

代理店などに静岡県魅力を発信する「全国宣伝会議」が始まりました。県内の自治体や民間団体、JR各社などをつくる協議会（会長 川勝平太知事）は、5月15日から17日に大手旅行会社の担当者約800人を本県に迎え、旅行商品づくりの素材となる観光資源を紹介しました。

県は、県内5つの地域部会ごとのPRをするとともに、9種類のモデルケースを紹介しましたが、5つの地域部会の内、一つは我が伊豆であります。9種類のDCモデルコースの一つに、「伊豆の恵み元気旅」ということで選定され、主な立ち寄り先は、堂ヶ島公園、葦山反射炉、三嶋大社が選ばれました。5月16・17日に西伊豆・松崎両町をはじめ、伊豆市や伊豆の国市などを巡る現地視察が行われ、約30人の参加者が地域の伝統食の試食やジオサイトを見学したとの新聞報道がありました。以上を踏まえて、質問させていただきます。

①西伊豆町の観光をアピールする絶好のチャンスだったと考えますが、町はどのような形で関与、参加しましたか。

②DCに対する観光・商工業者の期待は大きいと思いますが、町の考え方はいかがでしょうか。

(2) 西伊豆町の観光各が、年々減少していることについて。

国土交通省発表「出典 平成28年度静岡県観光交流の動向」によると、観光交流客数は昭和63年度比で、他の地域は増加しているにもかかわらず、伊豆地域のみ約40パーセントと大幅に減少しています。平成17年度比では、伊豆南部地域（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の6市町）が25パーセント減少している一方、北部地域（沼津市、長泉町、熱海市、三島市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町）は18パーセント増加しています。以上を踏まえて、質問させていただきます。

①伊豆南部地域は、観光交流客数の減少が続いているが、町の見方、考え方はいかがでしょうか。

②伊豆縦貫自動車道整備が、急ピッチに実施されております。特に伊豆市の136号線「出口付近のバイパス」「船原峠」の2カ所が平成30年の年末頃に完成、開通予定であり、西伊豆方面の道路事情が改善される予定ですが、町のお考えはいかがですか。

③西伊豆町への交通手段は、約8割が自動車利用（マイカー）となっています。玄関・出口である伊豆市、松崎町との境界付近には、西伊豆町の出入りするお客様への「お迎えのあいさつ」「利用者へのあいさつ」等目立った看板が設置されていません。感謝の心、歓迎の挨拶などの看板設置を検討する必要があると考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

④これを機会に、「堂ヶ島温泉郷」というアピールをしたら効果があると考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

(3) 西伊豆地域の独自性をアピールすることについて。

大型観光誘客企画「静岡DC」を2019年春に迎えるにあたり、伊豆半島ジオパークの宣伝、体験型観光などを充実させる必要もあると考えます。静岡県の目指す姿「県民幸福度」の内、「住んでよし、訪れてよし」の考え方は重要であります。「豊かな自然や美しい景観に囲まれた快適な住空間の中で、住む人も訪れる人も地域に愛着と魅力を感じ、国内外との活発な交流が賑わいを生み出す社会」と静岡県総合計画に記載されております。西伊豆町のより良い姿を目指して、堂ヶ島地区の整備状況を見てみると、次のような改善が必要と思われる点が指摘されます。

一つ、海岸部分の手すりの塗装がはげていて、さびている。観光客に対する見栄えが悪い。

二つ、護岸堤の一部が破損していて、観光客が海辺に降りていきたくてもいけない。

三つ、堂ヶ島公園の町道の塗装がはげている。

四つ、堂ヶ島公園の歩道部分の「手すり」「枯れ木」「足場」等不備な箇所が多い。

以上を踏まえて質問します。

①美しい景観を活かすためにも、整備状況の悪い箇所の至急の対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

②堂ヶ島地区のもう一つの目玉である、三四島のトンボロのアピールが重要と考えます。商工会、観光協会及び町が構成員となってトンボロ開き実行委員会が設置されておりますが、トンボロ開きの前に、年2～3回ほどしか開催されていないと聞いております。伊豆半島ジオパークが世界ジオパークに認定され、より一層注目されると思われるトンボロを活かすためにも、委員会で活用方法を検討してはとありますが、いかがでしょうか。

また、トンボロを活かすために不足している駐車場の整備や進入路の整備が必要と考えます。周辺の地権者の調査などを実施し、トンボロを活かすための整備をしてはかがかと思えます。

以上、壇上よりの一般質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは、堤豊議員の一般質問にお答えいたします。

まず一点目の観光は西伊豆町にとって基幹産業であることについて。

(1) 静岡デスティネーションキャンペーンについて。

①西伊豆町をアピールするチャンスに、町はどのような形で関与、参加しましたかというご質問でございます。私や観光関係者の皆さまも、15日に行われました静岡市での全体会議や懇親会、16日のエクスカージョンにも参加し、お迎えをさせていただいたところでございます。

②の「DC」に対する観光・商工業者の期待は大きいと思いますが、町の考えはいかがかというご質問でございますが、町としても大変期待をしております。

次に、(2)の西伊豆町の観光客が年々減少していることについて。

①伊豆南部地域は観光交流客数の減少が続いているが、町の見方、考え方はいかがかというご質問でございます。行政の見方としては、国交省の発表されておりますとおり、減少していると認識をしております。また、考え方につきましては、今までのような取り組みではなく、観光交流客が増える取り組みを行っていかねばならないと思っております。

次の②の西伊豆方面の道路事情が改善される予定だが、町の考えはいかがかというご質問には、町としては大変ありがたいと思っております。

次に、③の感謝の心・歓迎の挨拶などの看板設置を検討する必要があると考えるがというご質問ですが、堤議員もご存知のように、伊豆半島における景観に対して、県が規制をかけておりますので、一般広告物にあたる挨拶・お迎えの看板の設置はできません。ただし、市町の設置する看板は規制の対象外となっておりますので、設置は可能でございます。ただ、民間事業者の皆さまに看板の撤去をお願いしている中で、例え挨拶やお迎えのものだとしても、町が新たな看板を設置することはできないであろうと思っております。

次に、④のこれを機会に堂ヶ島温泉郷というアピールをしたら効果があると考えがいかかというご質問ですが、イベント等に観光協会や町が出席する際、法被を着用いたしますが、後ろには堂ヶ島温泉郷と書かれておりますので、大いにアピールできているものと思えます。以前から堂ヶ島温泉郷というアピールはしておりますが、これから今まで以上にアピールの機会は増やしていきたいと思っております。

次に、(3)の西伊豆地域の独自性をアピールすることについて。

①美しい景観を活かすためにも、整備状況の悪い箇所への至急の対応が必要と考えるがいかかというご質問ですが、整備状況の悪い箇所につきましては、順次可能なところから整備していければと思います。遊歩道につきましては、西伊豆歩道運営協議会で施設の軽微な補修、清掃等を検討していきたいと思っておりますし、4月から堂ヶ島遊歩道の舗装、補修を行って

おります。

次に、②のトンボロを活かすため委員会で活用方法を検討してはいかがか、また、不足している駐車場や進入路の整備が必要と考えるがいかがかというご質問ですが、トンボロの活用方法につきましては、商工会の皆さまが中心となって、PRをしてくださっております。また、私を含め職員も、3月31日に行われましたトンボロ開き海岸清掃にも、積極的に参加をしております。駐車場の件につきましては、加藤議員のご質問にお答えしたとおり、対策には苦慮をしております。

以上、壇上での答弁を終わりとさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） それでは、再質問させていただきます。昨日の加藤議員、山本洋志議員との質問と一緒に内容が多かったもので、多少だぶるかもしれませんが、だぶった場合にはご容赦ください。

それでは、まず1番目の今回静岡県は地域部会という形で、先ほど最初に言いました、部会を立ち上げてPRをしていくということでスタートしたわけです。まず、最初に伊豆が選ばれて、その次に富士山、駿河、中東遠、そして浜松・浜名湖、この五つが地域部会という形で選ばれております。我が伊豆もその中に入ったことに対しては、大変うれしく思うわけですが、静岡県という大きな地域を考えると、ライバルも富士山、駿河、中東遠、浜名湖というすごいライバルがいるということで、伊豆の方にも目を向けていただくのが、なかなか県の方も思うんですが、非常に厳しい強豪地域のある中で、今回のDCが来年スタートするわけですけど、準備段階に入るわけですけど、もう一度町長のお考えを聞きたいですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 何を質問されているのか分かりませんので、分かりやすい質問をお願いします。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 要するに、5つの地域部会があります。その中の一つが伊豆ですよ。ただ伊豆以外に4つの大きな部会があって、どういう形で静岡県が、この観光PRに対する援助というか、我々に指導をしていただくのかちょっと分かりませんが、それに対して伊豆だけではないですよということを町長に言いたかったので、今その質問をしたんですけど、このことをお願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それはあくまでも静岡デスティネーションキャンペーンですから、当然のことと思います。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 次に、県は9種類のDCのモデルコースという形で先ほど発表いたしました。これを九つ読むと長いので、その大切なポイントだけ発表しますが、最初に発表した「伊豆の恵み元気旅」というのが、その9種類のモデルコースの一つに選ばれました。その中に堂ヶ島、先ほど発表した韮山反射炉、そして三嶋大社が選ばれました。それ以外の八つは、題目だけ読んで中身は発表はしません。「伊豆東海岸の車窓旅」「富士山に出会う元気旅」、四つ目「するが春爛漫」、五つ「中東遠よくばり元気旅」、6番目浜名湖の「浜名湖物語」、7番目「富士山入門」、8番「天空の里山お茶街道南アルプスあぶとライン探訪」、9番目が「花とスイーツの遠州旅」、この九つが9種類のDCのモデルコースという形で選ばれました。

そういう中で我が堂ヶ島も選ばれたということですから、質問をさせていただいたんですが、その中の九つを全部やると、時間が膨大な時間になりますからいたしません。その中で私が新聞記事等で調べましたら、稲取の吊るし雛制作、それから三島の三島スカイウォーク、造られた橋ですね。それからヤマハ楽器の工場見学と、このような吊るし雛の稲取の制作とか三島スカイウォークの場合などは、一民間業者がやった橋を静岡県が応援すると。また、ヤマハ楽器のような大きな工場見学することによって、地域の工場が元気だというものをお見せするというモデルコースの中の一つに入っております。

地域の一業者、一工場なども努力してPRするということがありますが、そういう意味では我が西伊豆町の先ほど申し上げましたように、西伊豆町はいろいろ観光地区がありますが、私は今日は堂ヶ島地区ということを中心にお話させていただいていますけれども、まだ魅力をアピールするものがちょっと少ないような気がします。町長の応援体制というか、それに対して町の行政に対する観光推進についての、何かお考えというのはありませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） できる限りの観光推進はしております。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） では、次に入ります。先ほど一般質問の町長の回答で、伊豆南部地域の観光交流客数の減少ということで、お話をさせていただきました。これにつきましては、出典 静岡県観光交流の動向という中での、平成28年度の静岡県の発表の件数です。ちなみに

観光交流客数というのは、皆さんあまりお耳にしたことがないと思うのですが、ちょっと発表させていただきます。静岡県を訪れた観光客の延べ人数であり、宿泊客数と観光レクリエーション客数を合計したものと定義されております。昭和 63 年伊豆地区には、その数字は 7,300 万人、途中数字ははじきますけど、平成 3 年が 6,400 万人、平成 28 年は 4,500 万人と、先ほど申し上げましたように、40 パーセントと大幅な観光交流客数が減少しているという中です。ではなぜこんなに大きく減ったか。それは我が西伊豆町だけの問題ではなく、全国的な、もっと言うならば、世界的な観光客の減少というのは見られるわけです。

その中で題目にある西伊豆町の観光は基幹産業であるということになると、商工会の人たちに対しても、観光業者に対しても、地域の住民に対しても、もう少し西伊豆町として支援できる。お金の面も含めてですけど、それについての町長のお考えをもう一度願います。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 壇上でも答弁しましたけれども、お客様の数が減っているのは、今までの観光の仕方がなかなか上手くいっていないと思っておりますので、今までのような取り組みではなく、観光交流客が増える取り組みを今後していく必要があると町としては思っております。

議員は、支援のことをたぶんど質問されたいのだと思いますけれども、これは前から言っておりますように、昨年の補正予算で組みまして、今年の 5 月・6 月、観光の方をアンケート調査という名目で、500 万円使って誘客をしております。それも当然支援だと思えますし、今回の補正予算で組ませていただきましたけど、堂ヶ島マリンさんの船を使っただけのジオクルーズのミニ版というものを、町の支援で行っていきたく思っておりますので、できる限り財政が許す範囲ですけど、できる支援はしておりますし、今後も必要であればしていきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1 番（堤 豊君） 次の質問に入ります。先ほど伊豆縦貫道の整備という形で、この年末にはやっと出口付近のあれがずーっと廻って、我が西伊豆町に来る方と、それから船原峠も今聞いている限りだと、工事が終了ということで聞いています。今度、我が西伊豆町にもっと近づくとなると、土肥のところ迂回というか、ぐるーっと廻っているんですけど、いろいろな話を聞きますと、土肥バイパスではないですけど、ちょうどカーフェリーのところに通じる道を計画ということを知りました。町長は、伊豆市が我が西伊豆町の方に向けてのバイパス、山のところにトンネルを掘って距離を短くするというお話は知っていますか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 伊豆市がどうかは分かりませんが、そういう話があるということは聞いております。ただ以前そういった話が昔あった時には、一部の方の反対があつてできなかったという話を聞いておりますので、なかなか難しいのではないかと感じております。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） そういう回答だと想像はしたんですけど、なんとか我が西伊豆町の問題ではないから余分なことは言えないですけど、上手く連携して我が西伊豆町に〇〇〇にすることにもっと短縮した道路網ができますので、またそういうお話する機会がありましたら、その辺は情報交換していただきたいと感じます。

次に看板の話ですが、先ほど町長から看板規制があるということで、それも重々承知しております。ただ、今回の看板規制の大きなポイントは、国立公園を中心にした、確か田子のあたりから乗浜海岸までの絞られた形での観光看板というものは、期限を決めてやりましようよということであつて、今言った伊豆市とのトンネル付近のところとか、下田に抜けるところとか、あと南伊豆町に抜けるところとか、あのあたりは看板規制というのは、私の情報だとほとんどそういう規制はないと思われまます。

また、町がそういう来られるお客様に対して、また出て行かれるお客様に対して、我が西伊豆町はあなた方が来てくれてうれしいですよ、そういうものですよということで、これは民間ベースでやると、今言った行政の規制が入る可能性があります。我が町としてやっている地域というの、私今度写真を撮ってきますけど、確か何箇所か見てこれはいいな、とても目立っていいなということを感じましたので、今言ったそういう出入り口付近に町をあげて、我が西伊豆町はあなた方を歓迎、またありがとうございますと、そういう意味で申し上げました。

婆娑羅峠の松崎町は大きいのがどーんとあつて、「ありがとうございます」という看板が設置されていると考えております。したがって、我が西伊豆町も看板規制をもう少し調べて、町としてそんなに大きな予算が投じることはないと思うんですけど、これから来年度DCが始まるわけですから、その辺について看板を設置するということを推進されたらと思うんですが、町長のお考えはいかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに議員がおっしゃるように、今西伊豆町の規制がかかっているのは、乗浜の所から田子の所までです。これは町が努力をして、他の所の規制を掛けさせない

ようにしているからでして、本来であれば海岸線沿線すべてを、県は規制をしろと言ってきております。

その中において、民間の企業の皆さんが当然自分で実費を出して撤去をしなければいけないわけですから、そういう負担をお願いしている最中、町がいくら「ようこそ」とか「ありがとうございます」であっても、なぜ民間がだめで行政は良いのかと言われることもありますので、当然市や町が立てるものは立てられますけど、普通的心情から言えば立てられませんよねというのが、壇上での答弁でございますので、その辺のご理解はよろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） このところはもう少し観光業者が、また商工関係の人も、これは良いアイデアだからぜひ議会の中で発表して、協力してもらえるようにとの応援がいっぱいあったので、またしつこく質問させていただきます。今言った目立った、我々がお客さまを迎えるにあたって、我が基幹産業である西伊豆町という大きなアピールというのが、そういう一つの看板によって、それがされるものを設置するものというのは、私はいんじゃないかと思うんです。それが今言った、西伊豆町が駄目なら、我々が例えば県とか国にそれを直に請願という形でやっていいですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 町においては立てられますけど、民間の人に立てないでくださいと言って、もし民間の方が「ようこそ」と言ったら、うちは撤去してくれというお願いをしなければいけないわけですね。その立場の人間が、自ら立てるといことは難しいでしょうということを私は申し上げているわけでございまして、逆に議員も含めて議員の皆さんが、そういう看板を撤去しろとか、設置のルールというものを撤廃してくれということを県に申し上げるのであれば、ぜひやっていただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） それでは、次の質問に入ります。西伊豆町の景観を活かすためにということで、先ほど町長からの4つの質問に対して、堂ヶ島公園の整備については、おいおいやっていくということです。海岸部分の手すりの塗装がはげている、見栄えが悪いとかということで、堂ヶ島の所で具体的に言うと、うちの前と小松のところを下って来ますと、手すりの部分が下へ下ると入っては危ないよということで、手すり部分があるんですけど、全部はげているんですね。だからこのところが、来年から観光誘致が始まる我が堂ヶ島の中で、

個人としてそれでもやろうよと言えば、あのくらいならば私も自腹を切ってもやりますけど、これは町のものでありますから、私らが勝手にやるということもできないでしょうから、そういう意味で海岸部分の手すりを綺麗にして、お客さまを快く迎えたいということで質問したんですけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 過去、3年か4年にかけて園地整備をしておりますので、その時に一緒にやっておけば良かったのではないかと考えておりますが、観光客の皆さまからそういった声があるのであれば、先ほど壇上で答弁しましたように、できるところから順次行ってきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） できるだけ早くやられた方が、これから夏の観光シーズンに入りますから良いと思いますので、よろしくお願ひします。それと護岸堤の一部が破損しているということで、これは前回、海岸のことについて質問したら、これは西伊豆町の問題ではなくて、防波堤というものは県や国の仕事であるということです。これまた具体的に言うなら、ちょうど堂ヶ島の棧橋のところから、天窓洞に向かうところに、海で降りていく所が段がないので、誰も降りられない状況です。だから今私が言うのは、小松観光さんとうちの前とあそこだけが、道路沿いですけどなんとか海の海岸へ行けるという状況があるんですけど、あの所の足場がなく、それを知らないで吹っ飛んで行く人はいないでしょうけど、やはり壊れたものは早急に予算を組んで直すべきだと、それが観光客に対するものだと思うのですが、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その海岸が観光客の皆さんにとって、とても重要なものであれば、直さなければいけないと思いますけれども、場所が場所でございますので、当然ただ階段を付けるだけではおさまらないのではないかと考えますから、その辺は検討せざるを得ないのかなと思います。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） ぜひ一度、その部分を口で説明するのも大変ですから、目で見るとあつという間に分かりますから見てください。危ないです。非常に危険です。だから私申し上げているのです。怪我人が出てからだと遅いからということも踏まえて。

次に、堂ヶ島公園の町道、これも具体的に言いますと、堂ヶ島食堂から下って棧橋のここ

ろに行くところの町道が、私ども幸進丸と小松の前を走っているんですけど、あそこの所が全部はげているんですね、町道の塗装が。あれは一つ私見たら滑り止めというんですか、車も走るんですね、けっこう。足の悪い人を乗せて遊覧船に乗せるとか、そういう町道なもので、あれまたいい加減に色か何かをつけたらどうかなと。今回、DCキャンペーンがあるというのが頭にあるので、次にお客さんが見に来る可能性が高いところで、そのまま我が西伊豆町はとはということをおきたくないから申し上げているのであって、その部分は目立つところだからこそ目隠しをするのではないですけど、早めにやった方が良くと思いますけど、町長のお考えは。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） いつまでもあると思うな親と金と言われておりますので、ある程度のことを考えながら、できることからやっていきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 私の十八番の文句を先に言われてしまうと、次の言葉が出ないからあれですけど。もちろん今言ったお金は使うべき時に使わないと、後になって使おうとした時にはもう親も死んでしまっ、行政もみんななくなってしまうということもあるから、私は早めな対応をした方が良く思うんです。町長も一度見に来てください。見ると私が言っていることが、言葉で景色を描写したり、そういうものの考え方をしないで、もう一度初めから、自分の目で見るものは見て、やると言っていることが良く分かると思うのでお願いします。

それから堂ヶ島公園の再整備ということですけど、あそこは地権者を私が調べると、個人所有の方が非常に多いです。それは私も認識しております。だからある限度があって、町として堂ヶ島公園の整備というか遊歩道をどうするとか、あれは全部西伊豆町のものならいいですが、町長も今度一度聞くと分かると思えますけど、相当な部分の地権者が民間の方なんです。ただしその民間の方は、一つの堂ヶ島という名勝地が良くなるなら、タダでくれるという表現はできませんけど、いくらでも協力して、町が堂ヶ島というものを、遊歩道でも木を伐採することも、やっていただけるのなら大いに協力しますよという言葉は受けておりますので、その辺は町長もお考えになって、その再整備、清掃とかそういうのもやっていますということです。

ぜひ、この辺については町だけでなく、たぶん観光地の再整備というのなら、県とかそれこそ補助金の詳しいことは勉強していませんが、県とか国の方に補助金の申請とか、こういうのは今回のDCキャンペーンの中の一つの大きな目玉なものだから、早めにお願

れば、相当な部分が援助してもらえないのではないかと考えます。ぜひ、町長の判断を期待しております。

次に、堂ヶ島地区の目玉である三四郎のトンボロについて質問させていただきます。先ほど駐車場の問題につきましては、昨日加藤議員からお話があったということですが、あそこは実は下へ下る場所というのは、温泉ホテルの細い道、あれを下っていく道しかないですね。駐車場は西伊豆町の買った駐車場、あそこの道しかない。

あそこも私、調べたいと前々から思っていたんですが、この機会だから質問の時にと考えたものですから、地権者がやはり一部ホテル所有者、あと個人所有者などの地権者がけっこう多いですね。だけどあの細いところに、さあトンボロというものを大々的に売り上げようとした時に、あの細い道でトイレは下に造りましたが、どんなものかなど。もう少し地権者の権利関係を調べて、そういう所に町として道を拡張するなり、ルートを違う方向で海岸の方に行くとか、そういうものを企画して、商工会や観光協会とも連携ということで、私はお話しているんです。

するとまた、西伊豆町はそういうところにも力を入れているのだなど。要するに堂ヶ島の遊覧船が、約365日のうち約100日欠航するんですね。3分の1欠航した時というのは、堂ヶ島は全部基本的には夏のトップシーズンは別ですけど、素通りなんですよ。今までは洋らんセンターが山の上にありましたけど、これはそのまま放置されています。

今言った第2の堂ヶ島地区の目玉というのは、このトンボロをどのように活かすか、あそこで降りて見学してください。ただこれも質問がだぶるからやめますけど、加藤議員からもありましたけど、駐車場スペースがトップシーズンに限られたという一つのあれがあるかもしれないですけど、そういうところも少し地権者の問題とかよく調べて、そして町長が先ほど駐車場については考えているよということですが、今言った下へ降りていく方も考えていただきたいと思いますが、町長のお考えはいかがですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほどの質問に一つ戻って、ちょっと答弁をさせていただきたいと思えます。議員が本当に堂ヶ島遊歩道を歩いているのか、私は甚だ疑問でございます。私もところてんまつりの時も遊歩道を歩いてきましたけど、整備できるところは、しっかりと整備されているという認識をもっております。また、加藤勇議員からも前回質問をいただきましたように、景観が見えない所の伐採はしっかりと、教育委員会を通して文化財の関係、また、いろいろな部署と県等とも折衝をした中で、切れるものは切っておりますので、切ってあつ

てもまだ足りないところがありましたら、ご指摘をいただきたいと思いますが、議員のおっしゃっているほど、相当ひどい状態ではないという認識を持っておりますので、またご自身の足で一度お歩きになって、どういう状況なのかをご確認いただければと思います。

三四郎島のところにつきましては、議員も地形は充分にご存知だと思いますので、あそこをどうにかするかということを見ると、ループ橋のようなものをつくらない限りは、あそこをスムーズに歩くことは不可能だということは誰もが思いますので、やれよやれよと言うことは簡単ではございますけれども、状況がそうは許さないということの認識だけは、しっかりと持っていただく必要があるのかなと思います。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 町長が今ご発言ありましたけど、今言ったトンボロ現象の三四郎島に下っていく道は、今言ったように1カ所なんです。しかも急勾配で、意外に細い道です。あれを今言ったように、観光の名所として降りていただけるということになると、個人客対象だったら今のところで充分ですし、夏のトップシーズンだけならいいですが、もしこれから西伊豆町として「いやーあのトンボロというのは世界的にもすごい、ジオパークでもすごい、こういうあれですよ」ということをアピールするならば、バスなどもある程度止めて、「どうですか、こういうものが見られますよ、このようにできますよ」ということをアピールするという考え方でいくと、やはりあの細い道だけだと、下へ降りて行くのにあそこしかないですから、1カ所しかないですから、もう少し細い道を拡幅するなり、ルートを替えて行く道をつくるという考え方で、町長の方のお考えはいかがでしょうか。

そのためには、今言った地権者がどうなっているのか。あそこも意外に権利関係が非常に昔からの土地ですから、なかなか難しいところなので、一度お金は少しかかりますけど、調査されて地権者を知ると、こういう人かと言うと、皆さん協力的な人だと私は推測しているんですけど、そういう意味で今言ったことについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 調査をしたところで、あそこに道路をつくれる状況ではないことはたぶん議員も良く理解していると思いますので、何のための調査をするのかが明確にならない限り、調査費用が無駄ではないかというご指摘も受けますから、なかなかその辺は難しいと思います。

ただ、恋人岬は黄金崎よりもたくさんお客さんが来られますけど、あそこは駐車場からたぶん1キロくらい歩いて、岬まで行くのが現状です。そうすると、今議会でいろいろな方か

らご質問いただいて、元のホテルのところを開放していただいて駐車場を整備すれば、あそこからいくら下っても、1キロはないわけです。そうすると本当に、あそこの下まで道路を通し駐車場をつくるということが、観光としていいのか。それとも素晴らしい所であれば、多少億劫^{おぼろ}ではありますけれども、歩いていただくことが必要ということも考えられます。

車で来れば車に乗って降りて、すぐ見てすぐ帰るわけですから、お金が落ちることはありません。ですから、先ほど議員もおっしゃるように遊覧船があるかないかで違うのは、遊覧船があるから人が降りるという行為で、あそこを散策する行為があつてこそ、初めてお金が落ちます。ただ車で行って景色を見てでは、お金は一銭も落ちませんので、そういうことを考えれば、歩けるような整備をして、そういった道路を拡幅しろといったことよりも、違う観点からの整備の方が必要ではないかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 三四郎の所は道路ということではなく、あそこに道を下まで付けるということは申し上げていませんけど、歩道というか歩いて下まで行ける道路の整備ということで私言っているのであつて、あそこに下まで車で行くなんていうことを私は申し上げていないので、町長そのところは。

そういう形で私の質問は全部終わりましたけど、観光は西伊豆にとって基幹産業である。最後のこれが切り札であるということで閉めます。先ほどから申し上げているように、少子高齢化ということで町はどんどん細っていきます。10年後、20年後を考えると、とても憂鬱になることを考えます。私が申し上げたいのは、やはり基幹産業である観光を良くして軸として、もちろん福祉など全部やることはいっぱいあるんですけど、町が金を稼ぎ出したいということをするというのは、やはりこの部分に力を入れていかないと。

5年経って10年経って人口が少なくなって、お客さんも本当に少なくなってDCも全部終わって、その時にさあやるぞと言った時には、もう何も手が打てないということのことを私は危惧しているのであつて、ぜひ町長もお若いですから、考え方もいろいろ斬新的なものがあるし、今度東京の方にもそういうのもやったりとかということで、いろいろお試しになっているから失敗もあるでしょう。もちろん成功もあるでしょう。ただし浜松の人が言っているように、やらまいか精神、やってみなければ分からない部分というのはあるんですね。頭の中でいくら考えても違うんですね。行政の人というのはしっかりした格式を持って、みんな勉強している人ですけど、やはり我々民間の商売とかお金とか、そういう感覚はやはり私ら商売した、私も銀行員ですから、お金の感覚というのは我々民間の人の方が優れている

と私は思っています。したがって、私が観光というものに対して固執するのは、やはりここで手を打たないと、あと5年、10年経ったらやりますよという時では、もう時すでに遅しということにならないかということで、町長にお願いしています。最後に、一言町長お願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） お金の感覚については、民間の方が優れている。ごもつともだと思えます。ですから、そういう感覚を持ってしても、なかなか事業ができないということはどういうことかということ、まず理解していただかなければいけないと思います。それでもできないから行政が今手を差し伸べて、ジオクルーズであったりキャンペーンを打って、アンケート調査をしているということ。今も既にやっているわけでごさいます、何もやっていないのであれば、そういったご指摘は仕方がないと思いますけど、この一年間でいろいろなことを手がけていますので、その辺もご理解をいただきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 堤豊君。

○1番（堤 豊君） 以上で、質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 1番、堤豊君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時12分

◇ 山 田 厚 司 君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告7番、山田厚司君。

〔7番 山田 厚司君登壇〕

○7番（山田厚司君） 議長の許可をいただきましたので、壇上より一般質問させていただきます。私の今回の一般質問は、大きく2点であります。1点目は買い物弱者対策について、そしてご当地キャラクターの活用についてであります。

まず1点目、買い物弱者対策についてです。

全国各地において、高齢化問題、人口減少によって、流通機能や公共交通機関の弱体化が進み、日常の買い物が困難な状態に置かれている人々を指す、買い物弱者の問題が深刻化しています。買い物弱者は、日常生活に問題がないとされる健康寿命年を過ぎると増加傾向になり、団塊の世代が健康寿命を超える10年以内に、より深刻化するといわれています。高齢化率が県内1位で、公共交通機関も手薄な高齢化社会である西伊豆町でも課題とされる買い物弱者対策について、次の点を質問します。

(1) 現状の認識について。

西伊豆町は平成29年4月時点で、高齢化率が48パーセント、75歳以上の後期高齢化率も26.5パーセントであり、高齢者世帯の状況もひとり暮らし世帯806世帯、夫婦のみの世帯が662世帯という超高齢化社会といえるなかで、山間部においては日に何便か自主運行バスが運行する程度であります。また、商工会によると小売業者の状況も、商工会が合併した平成19年4月時点で170業者あったものが、平成30年4月には84業者と半減しております。買い物弱者ということで考えれば厳しい状況であり、課題が既に顕在化しているともいわれているが、現状をどのように分析し、認識しているのか伺います。

(2) 支援策の拡充について。

買い物弱者に関する支援策については、どの部署が担当して対応していくのかははっきりしていない部分もありますが、一応西伊豆町の施策の中であてはまりそうなものでいえば交通費助成事業があり、家から出やすくする移動手段の提供に繋がると考えられます。また、施政方針の中でも、使い勝手の良いものに変えていく方向性を示したところですが、現況から見れば多種多様な支援策、さらなる拡充策が必要と思いますが、その点はいかがですか。

(3) ボランティア人材の確保、育成について。

西伊豆町でも、女性会や老人会といったこれまで継続していた地域活動が縮小傾向にあり、そのことはボランティア活動でも中心的な役割が欠如して、コミュニティや地域が持っていた相互扶助の機能も希薄化するおそれがあります。買い物弱者対策ということで考えた場合も、買い物代行、ボランティア配食サービス、地域支え合い、あるいは地域での高齢者サロンでの会食やボランティア活動などが有効と聞きます。現状を鑑み、さらなるボランティア人材の確保、育成が不可欠であると思いますが、その点どのように考えるか伺います。

(4) 民間企業との連携について。

買い物弱者対策への民間企業、事業者の参入ということで考えた場合、西伊豆町では移動販売や宅配業者が相当するが、新聞などでも不採算業者が大多数との報道があり、その例外

にもれず、特に移動販売業者は半減しております。最近の先進的な取り組みとして、買い物弱者対策や観光集客にも役立つ施設・店舗を町が整備し、ノウハウを持った民間が運営するという新聞報道がありました。本年度、公設民営で産地直売所を計画していますが、これらの意味合いを加味したものは計画に入らないものか、その可能性はないものか伺います。

次に大きな2番目、ご当地キャラクターの活用について。

現在、全国多くの自治体や民間企業が、地元の良さを広めるためにご当地キャラクター（ゆるキャラ、ご当地ヒーロー等）を使っています。県内でも多くのご当地キャラクターがあり、近隣市町においては、松崎町には「まっちゃん」、南伊豆町には「いろいろ男爵」、下田市には「ペるりん」があり、多くの人に愛され、活躍しています。地域のPRには効果が大きいといわれるご当地キャラクターの活用について、次の点を質問します。

(1) 公認キャラクターの認定について。

ご当地キャラクターは、自治体が地域おこしやイベント、特産品のPR活動などに使われ、どこかユーモラスなキャラクターに思わず顔が緩むことから「ゆるキャラ」とも呼ばれて、安価な宣伝費用で大きなPR効果を期待できる反面、残念ながら数回稼働ただけで忘れ去られてしまうものもあるといわれます。また、自治体が観光振興にイメージキャラクターとして採用、活用する場合は、最初にあらゆる機会を利用して頻りに登場させ、認知され人気が出てから、正式に採用する方が忘れ去られないという説を唱える報道もありました。

現在、イベントなどで「馬ロックン」が活動していますが、世界ジオパーク認定やディステーションキャンペーン、そして2020オリ・パラと大型イベントを控える西伊豆町としては、これらを踏まえたいうで、正式にご当地キャラクターを認定し、活用していくべきと思いますが、その点どのように考えるか伺います。

(2) ご当地キャラクターの制作について。

ご当地キャラクターは、地場産品のPRや産業振興を図るための手助けになること、それらに効果的であることを期待されており、また、一番好まれる形態は「着ぐるみ」であるといわれています。そのうえで「着ぐるみ」を基にしたいイラストを何パターンか制作して、シンボルロゴマーク統一やウェブ活用の検討もしていく必要がでてきます。製作方法ということでは、公募、制作委託、自己制作などの方法があると聞くが、著作権に注意しなければなりません。

馬ロックンの場合、市販の被り物としてのパフォーマンスをしていますので、著作権のおよぶ範囲がどの程度のものか分かりませんが、公認のキャラクターとするなら、着ぐるみとい

う点で改良、刷新が必要と思います。これらを踏まえたなかで、現状の考えを伺います。

(3) キャラクターの保護、管理について。

ゆるキャラグランプリなどでも著名になっている、「くまモン」「パリエさん」「ぐんまちゃん」などは特色ある使い方をして、地場製品のPRや産業育成の経済波及効果が大きいといわれています。また、キャラクターのグッズ展開のみならず、LINEスタンプやウェブ関連グッズなどにも使用されています。企業がこれらを活用し、商品やサービスの宣伝・広告に利用することは普通のこととなってきました。キャラクターの人气が上がり、効果が認められるようになると、一方でそれを模倣・偽装する便乗商売が発生するといわれています。公認するキャラクターでどこまでの企画をとすることは、まだ今後の検討であるにせよ、キャラクターを公認する場合、その知的財産としての保護、管理は必要といわれるが、その点どのように考えるか伺います。

以上、明確な答弁を期待して、壇上での質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それでは、山田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の買い物弱者対策について。

(1) 現状の認識について。

買い物弱者対策について、現状をどのように分析、認識しているかというご質問でございますが、買い物するのに困難な方がいらっしゃることは認識をしております。また、山間部に移動販売をしてくださっている業者さんがいて、住民もその移動販売者を頼りにしているということも存じ上げております。本来であれば、町の方からは支援などをしていけば良いのですが、一業者さんに支援をするということは難しいため、現時点での支援はしてございません。ただ商工会などを通じて、山間部などに移動して販売される方たちのガソリン代の一部補助などの要請があれば、検討したいと思っております。

(2) の支援策の拡充について。

買い物弱者に対して多種多様な支援策、さらなる拡充策が必要かと思いますがいかがかというご質問ですが、福祉という面で見れば健康福祉課ですし、交通という面で見ればまちづくり課になると思います。いずれの施策にいたしましても、課長会議にかけ、新規事業は割り振りをしておりますので、柔軟に対応しているつもりでございます。また、交通費助成につきましても、今年度から今までとは違う取り組みを始め、外出を希望される方々からは、お喜びの声もいただいております。現状をよく見て、より良い制度にしていきたいと思っ

おります。今時点におきましては、支援を拡充したばかりでございますので、さらなるというものは考えておりません。

次に、(3)のボランティア人材の確保、育成について。

現状を鑑み、さらなるボランティア人材の確保、育成が不可欠であると思うが、どのように考えるか伺いますということですが、ボランティアの確保と一言で言えば大変簡単なことでございますけど、昔に比べて、お互い様、持ちつ持たれつ、ご近所付き合いというものが薄れている結果、ボランティアに頼らなければならなくなっているのではないかと思います。現状では、ボランティアをお願いするにしても人手が足りず、同じ人が多くものを掛け持ちしていることもご存知かと思っておりますので、できれば負担が偏らないように、地域全体で支えられるような地域になっていただくことを期待しております。

次に、(4)の民間企業との連携について。

公設民営で産地直売所を計画しているが、これらの意味合いを加味したものは計画に入らないか、可能性はないかというご質問ですが、買い物弱者への対応では①で答弁したとおりでございます。地場産品販売所の件につきましては、移動しなければ購入に行くことができませんので、議員のおっしゃっていることは該当しないのではないかと思います。

次に、大きな2点目のご当地キャラクターの活用について。

(1)公認キャラクターの認定について。

正式にご当地キャラクターを認定し、活用していくべきと思うが、どのように考えるかというご質問ですが、制作につきましては次のところで答弁をいたします。認定につきましては、クリパ君を認定してはいかがかと思っております。

次に、(2)のご当地キャラクターの制作について。

公認のご当地キャラクターとするなら、着ぐるみという点で改良、刷新が必要と思っておりますが、現状での考え方はということです。確かに、ゆるキャラを使つてのPRは有効であるということは否定をいたしません。しかし、通告書にある「まっちゃん」「いろいろ男爵」「ぺるりん」以外に、県内のゆるキャラの想像をした時には、「家康くん」は出てまいります。他にはなかなか思いつきません。ましてや県外となりますと、有名な「くまモン」や「ふなっしー」は思いあたりますが、他にはなかなか出てきません。皆さまも思い浮かべて、何体のゆるキャラが出てくるかという、ほとんど記憶にないのが現状ではないかと思われまます。

そこに観光PRといって経費をかけることが、果たして誘客に繋がるかというとなかなか難しい問題がありますので、以前どなたかの質問でお答えしたように、「馬ロックン」「クリ

バ君」に頑張ってください、西伊豆町としてのゆるキャラを作る必要はないのではないかと
思っております。

次に、(3)のキャラクターの保護、管理について。

キャラクターを公認する場合、その知的財産としての保護、管理が必要といわれるが、その点をどのように考えるかというご質問ですが、くまモンにつきましては、自由に使って良いということになっていると聞いたことがございます。それゆえ、多くの企業さんが利用され、愛くるしいキャラに加え露出が増え、今の知名度になったのではないかと思います。観光PRに使うというのであれば、登録して保護する必要はあるかもしれませんが、利用して良い悪いという管理はしない方がよろしいのではないかと思います。

以上、壇上での答弁を終わりとさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、一つ一つ再質問したいと思います。

現状の認識についてからです。これは困難であることは認識している。あるいは移動販売があって、ある程度は助かっているということは分かっている。そういった声は、聞いているという話ですね。全国的に見ても、例えば全国では700万人近くもいるということも、^{警察}漢字とした数字はあるんです。例えば、西伊豆町内にどれくらいの買い物弱者がいるのかということ考えた場合に、どの地区に何人くらいの買い物弱者が具体的に、そして視覚的に分かるものはないのかなということ、私もいろいろと見て調べてみました。

そういった時に、これまでの質問にもいろいろとマップというものがあったんですけど、買い物弱者マップというものもあるみたいです。最初に地域を限定して、それからある程度のそこの店舗、西伊豆町内ですと、はっきりともう店舗の数が少なくなって、店舗自体が例えば仁科ですと、一色から上のところは、小売店がほとんど生鮮産品を売っているところがない。あるいは宇久須地区ですと、宇久須の上の地区はもう生鮮産品を売っている店舗がない地区が多くなってきて、ほとんどそれ自体で買い物弱者みたいなどころがあるんです。

その地区に、例えば健康福祉の関係ですと、そこに夫婦のみの世帯が何世帯あるのか、あるいは単独で住んでいる世帯が何世帯あるのかということ、それを地区ごとに記して行って、それから例えばその人が行ける範囲内、買い物等に行ける範囲内を、半径例えば500メートルから500メートルで円を描いた所に、そういう店があるのかなのかということ、これを記した場合に、その地区でその中であてはまるのが全部買い物弱者と限定をするというマップ作りもあると思うんですが、そういうものも一度検討していくことも可能なのかと思いますけれども、

いかがなものでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 西伊豆町は、地区が大きく分けて4地区、大沢里を一つとすれば5地区になりますけれども、わざわざマップを作らなくても、大沢里地区は買い物弱者の皆さんだということは想像がつかますし、他の地区においても、どこに商店があるかというのはだいたい皆さん分かっております。仁科地区においても、やはり中地区からだと買い物に行くにも歩くのに距離があるとか。宇久須でもなかなか遠いとか。浦上からは、安良里の真ん中に行くにもなかなか遠いということは、言われなくても分かりますので、あえてマップを作る必要はないと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。ある程度マップは作る必要はないとしたら、現状を知るといことを言いましたが、地区の内情を一番良く知っているという、地区の区長さんや地区担当の民生委員といった人たちが、いろいろな実状をよく知っているのではないかと思います。そういう人たちにまずヒアリングしてみるとか、あるいは例えばこういうサービスがあったら利用しますかというアンケート調査を実施してみれば、買い物弱者対策において有効になると思うんですが、そういったことを実施してみるという考えはありませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、サービスをさせていただくことが、一番良いということは理解しております。そのサービスをするのに、費用はどれくらいかかるのかということの積算をしなければいけませんし、その積算をして、財政的にお金が出せるということが分からない状態でのアンケートというのは無責任になりますので、もし本当にそういうことをやるのであれば、どのくらいかかるのかが分かった時点で、これなら出せる、出せないというところを踏まえてのアンケートになるかと思っておりますので、今すぐにアンケートという考えには至らないと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 先ほど町長の答弁の中に、移動販売者の方にやってもらって、ある程度助かっている部分もあるという話がありました。町内の移動販売者を商工会に行って調べてみたんですけど、以前は6社ほどあったみたいです。それが一つ田子の業者さんが辞めてしまったので、今は稼働しているのが5社ですね、そのくらいでやっているということです。先ほど町長が、その時商工会と相談しながら、ガソリンなどの補助を入れてもどうだろうか

という話もあったんですが、例えば先進地的なところの成功の事例を考えてみますと、移動販売しながら、生存確認や安否の確認をお互いに委託しながらやっていければ、ある程度の事業の継続に繋がっていくという報告があるんですが、そういったことは考えられないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 一部では、そういった生存確認については有効だと思います。ある意味聞く話によりますと、確かに里の方には買い物は行けないけれども、移動販売車が来ることによって、自分で選んで買い物ができるという楽しみも、お年寄りにはあると聞いておりますので、できればどこかの公園にでも移動販売車に来ていただいて、その商品を自分で選んで購入するというのを、まず続けていただきたいと思います。

ただお店がなくなつては、移動販売で来てくださいというお願いもできなくなりますので、なるべくそういう業者さんがなくなる形での支援は、できればしたいと思いますが、逆に町からお願いすると、あなたの業者はやって、こちらにはやらないということになると困りますので、できれば商工会を通じて、そういう支援ができればと壇上で答弁したものでございます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それと買物弱者のことで言いますと、移動する手立てを補助するところを助けてやるということで、もっと買い物弱者支援に繋がるということで言いますと、循環交通のところを考えますと、以前、町内の循環交通の整備ということで、去年の9月に増山議員が町内の公共交通機関の質問をしたことがありました。その時の町長の答弁で、観光業者・ホテル等とのバスなどとも協力しながら、循環交通網をとどめていこうという構想もあると、このように答弁したかと思えます。その構想は、その後どのようにになりましたか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 昨年の公共交通会議にそういった話があるということで、一応お諮りはしましたが、急にそういう話をされてところで、ここでいきなりどうこうということではできないのでということも伺いましたので、一応町で持ち帰って詳細は詰めたいと今年度は思っております。やはり問題になってくるのが、道路交通法などのいろいろな問題がでてきますので、そういうものをクリアするにはなかなか難しい問題が山積しているのが現状です。

そうはいつでも、足は確保しなければいけないので、今までは3,000円の交通券の支給でございましたけど、遠方の方がお買い物しやすいような利点も含めるために、500円を払っ

ていただければ、町が500円の負担をし、東海バスさんが300円泣いていただくような形で、500円で1,300円の交通券が受け取れるという仕組みを今年から始めております。ですので議員がおっしゃるように、初めのような観光業者さんや福祉事業者さんと協力してという話は、まだなかなか絵が見えない状態でありますけれども、そうはいってもできることから着実にやっているというご理解をいただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 西伊豆町は、先ほど町長の言っておられたとおり、仁科、田子、そして安良里、宇久須とありまして、はっきり言いましてスーパーがあるところ、仁科の場合でも車で10分あればスーパーで生鮮品を売っているところまで移動して行くことができる。それから田子も、そういったちょっとしたスーパーがあると。安良里地区は、若干買い物弱者的には弱い部分があるんですけど、宇久須はコンビニがあつて、ある程度はまかなうことができるということになりますと、やはり移動手段のところをつけてやる支援策を拡充していくということが、西伊豆町にとっては少し良いのかなと考えます。

そういった中で移動手段で言いますと、今町長も言われましたとおり、道路交通法という別の方の規制がかかってくる場合があるんですね。そういった面で言いますと、今回道路交通法の改正がありまして、75歳以上の高齢者に認知症検査が義務付けられて、第1に認知症のおそれがあるという判断をされますと、免許証の自主返納を促すということを静岡県警ではやっているようです。そういった自主返納した人に関しては、市町の地域支援センターを通して、免許証を失った高齢者に対して、病院や買い物の生活支援に対して、アドバイスをしたりということをやっているという新聞報道がありましたけど、そういったことというのは実際どのくらいやっているんですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今の認知症の関係の免許証返納者に対して、町の包括支援センターがどのような対応をしているかという質問だと思うんですが、今のところ特に返納者に対して、買い物について何かやっているということはありません。前回も言いましたけど、事業としまして、各市町で今までは介護健康サービスの中でやっていたんですけど、町の状況によって多様なサービスができるという部分もありますので、その中で買い物弱者に対する支援や協議体の中で地域の要望とか、あと町としてどのようなサービスが不足しているかなどか、どのようなサービスが必要なのかというのを検討しながら、考えてはいきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。私もそのところは、まだまだ西伊豆町においては、免許証を返納すると買い物にも病院にも行けないから、自主返納は思うようには進んでいないということは聞いてはいましたので、そのところで県警の方でそういった支援を、施策を、地域支援センターと地域包括が一緒になってやっていくということはないのかなと思ったものですから。実際にはそんなに多くはやっていないと、まだこれからだということと認識してもいいということですね。

そうなってくると、次にもかかるんですけれども、ボランティアということで、やはり買い物代行などで支援していくと、3番も含めてのところに行くんですけど、買い物の代行をする、地域で支え合う、そういった格好になっていきます。

驚いたことに宇久須でも、やはり老人会とか喜楽会という組織ができない。あるいは女性会も、全体として組織できないという状況があると聞きました。そういったところでいって、買ってきたい物を元気な世代の人が代行して買ってきてやる。そういう買物代行をもっと組織的に考えて、健康福祉課が担当になって、中心になって考えていくべきなんだと思います。そういったところの施策を、もっと拡充していくべきだと思うんですが、その辺のところの考えはないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでもそういったものは、行政が云々というよりは、ある程度車の免許を持って運転できる人が買物に行く時に、ご近所の方に「今から買物に行くけども、一緒に乗っていく」みたいな話で連れていっていただければ一番ありがたいのですが、やはりそこで問題になるのが、連れて行ったはいいのですが、事故に巻き込まれて怪我をした場合、誰が責任を取るのだということにも当然なりますし、逆に人を乗せていけないのであれば、頼まれた物をでは買ってきますよといった場合、やれこれは小さいだの、これは高いという問題が起こった場合どうするのかというトラブルの原因にもなりますので、なかなかそこは難しいところだと思います。

ですから、そこはうまくご近所付き合いをして、多少小さかろうが高かろうが不平は言わないという状態の中での、持ちつ持たれつという人間関係ができているのであれば、ぜひ地域で、またご近所でやっていただくことというのが、一番良いボランティアではないのかなと思います。逆にボランティアさんをお願いしてということになりますと、当然介護であったり、何とかのヘルパーさんみたいな話にもなって、料金が発生するということにもなって

きますので、そこは気持ちの部分で、地域で支え合いをぜひしていただければと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私、ボランティアという話で少し思ったんですけれども、最近ボランティアということで、ボランティアの人材が集まらない。思うように人が集まらないということで考えてみますと、西伊豆町のボランティアというのは、ほとんどがたぶん無償ボランティアで固まっていると思うんです。これから先々のボランティアの全体を考えていくにあたっては、これからは最低限の交通費、あるいは費用弁償、その辺のところは支給していく。あるいは、そういったものを考えていくということ。ある程度有償ボランティアのところを考慮に入れた中で、ボランティアを組織していくということを、これから考えていくべきだと思いますけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに、言われていることはごもっともだと思います。ただ有償の費用を誰が負担するのかという話になると、行政なのか、それとも利用される方なのかということになりますので、当然利用される方がボランティアの有償でということになると、ではないということにもなりかねないということから、サービスを維持するためには、どのみち町が支援をしなければならなくなると、財政負担が増えますという話になってしまうので、なかなか有償は有償で難しい。ですから今、無償で善意を私たちの方は活用させていただいているとご理解いただいた方がよろしいかと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに、最初から有償ボランティアが上手くいくとは思いません。それに、その費用をどこが負担するかという問題も、必ず発生することだと思います。しかしながら、例えば移動の問題で言うと、この間の徳島の上勝町でも、有償ボランティア移動で、タクシーをやっているところもありました。あれは最初から約束で、利用者が登録の時点で1回につきいくら負担金を払うよ。それはボランティアの組織を運営するために必要な費用だということで、お互いに納得しながらやっていくということです。そのボランティアの事業を継続するために、必要な費用だということで、お互いも了承して事業を継続すると。例えば買物代行にしても、無償のボランティアだと何かお互いに遠慮する部分があって、それにプラス100円などでやると、利用するお客さんも、頼む方の側も利用料を払ったとしても、意外とお互いに遠慮をしないで気軽に頼めるということもあると聞きました。こういったことを、少し研究していったらいいのかなと思います。

地域支え合いの事業にしましても、ハート&ヘルプということで、いろいろなところでやっているとは聞いております。松崎町においても、ハート&ヘルプ事業ということで、いろいろなものを作ってありますが、これもたぶん有償でやっておりますし、利用者プラス町の方からも若干予算付けをしていると聞いております。そういったものを少し研究しながら、これからは、そういったボランティアのあり方についても考えていければ、ボランティアの確保はできるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 買物弱者に対しては、一人を動かすよりは一業者さんを動かして、そこに5人10人と集まって買物をしていただいた方が、経費的には軽まると思いますので、できればそういった支援であれば、先ほど壇上でも言ったように、商工会を通じて支援の要請があれば検討したいと思います。

交通の足の確保につきましては、また別の問題でございますので、おいおい議員も良く理解はしていただけたらと思いますけど、観光業者さんや福祉事業者さんと連携をしながら、西伊豆町独自のいい公共交通というものができればと思っておりますので、なかなか日の目を見るのがいつになるか分かりませんが、引き続き検討はしていきたいと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） その件は分かりました。では、次に質問を移りたいと思います。

民間企業との連携について、これについては、町長は買物弱者というところでは該当しないという答弁だったのですが、ここは私が思うには、公設民営でやっていくという話ですので、ここの参考にしています南伊豆町の湯の花の地場製品の販売所では、販売促進用のアプリなどの開発をしながら、これが買物弱者対策に繋がるかどうかと言われればあれですけど、そこで注文したものを宅配するといったこと。ですから今度造る地製品のところも、宅配を最初から考えるべきだと思うんですよ。これだけの高齢化で、買物に関しても明らかに困っている人が必ずいるわけですから。アプリだろうが、例えばネットといったものを考慮しながら、宅配ということを考えていくべきだと思いますけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員がおっしゃるように、アプリとかそういったものは大変有効だと思います。ただそれは、私たちの年代であればそれはいいです。買物弱者の方たちというのは、実際スマホを持ってアプリを使えるかとか、パソコンを持ってそういったことができるかということになると。そもそもインターネットに繋がっていないし、携帯はまだガラ系の

方もいらっしゃるかもしれないし、スマホを持っていてもなかなかそういったものが活用できていない方たちを対象に当然なると思いますので、そういった状態での買物弱者への支援というのは、なかなか難しいのではないかと思います。その辺はよく運営をこれからされる方々と議論はしたいとは思いますが、議員に言われたのですぐにそれが導入されるということには、なかなか繋がりにくいのではないかと町としては思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに買物弱者の方々は年齢層が高いということで、そういったものが使えるかというのは、一つ問題であるというのは分かります。それでいったら、石川県内で地域の情報のプラットフォームといったものを行っています、レジョンというのがあるみたいです。それはスーパーの情報とか、あるいは行政の情報などをいろいろ流しているんですけど、ここを光ボックスを使って、これを実証実験でいろいろやっているみたいです。光ボックスならば、若干年齢層が高くても使えるのではないのかなという感じでは思うんですよ。以前、山本榮議員が光ボックスはどうなっているのかという質問をした時に、町長は確か、今後まずはちゃんとして使えるシステムづくりが先だという話がありましたね。そういうシステムづくりというところに、こういった買物弱者の対策等と、公設民営で2億もかけて造るわけですから、こういったものの情報も入れて、そういう買物ができる、宅配のできるというものを入れるべきだと思うんですが、そういうことは考えられませんか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 残念ながら光ボックスは、皆さんが1,000台補正予算取りしましたけれども、結局130台でまだ余っている状態でございますので、ほとんど普及していないというご理解をいただいた方がよろしいかと思います。それを使って今から物を販売するということは相当無理がありますので、なかなか検討に値しないのではと思います。

ただ、今仁科の漁協さんなどが行っているのが、船の上からラインで漁獲の量を伝えることによって、飲食店さんなどから直ぐに発注を海の上から受けられるということもやっておりますので、逆にスマホをお持ちであれば、今日その地場産品の市場にこういった物が並んでいる、「私は何が欲しい」「何が欲しい」ということをやれば、できる可能性はあります。ただ誰がスマホを使えるかという問題があるということ、私は先ほどから言っているのでございまして、別にそれが駄目とか、レジョンが良いとか、光ボックスが良いということより、まず使える状況にある人たちが対象ではないのでしょうかということですので、その辺は先にご理解をいただいたうえで、質問をしていただければありがたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私も、ラインで漁協の人たちが今日の漁獲高、イカが捕れた捕れないという話は、まちづくり課の職員からよく話を聞いておりました。町長が言われるように、そのラインを使える人間がいるのかいないのかということで言われますけれども、だとしたらその部分にボランティアグループ、そういう組織づくりをできないかということです。コープ、民間の名前出すとまずいですが、そういったグループでもそうですよね。何人かのグループで、一人そういうのをできる方がいたら、その一人の方が操作した中で、グループ全体の人のものを代行して注文してあげればいいのではないのかな。そういうグループづくりを作れたら、その問題が解決するのかなと思います。しかも地域で支え合うということですので、ある程度向う三軒両隣でないですけど、どの辺の中でのグループで、そういった組織づくり、ボランティアづくりをできないかなということは、どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど言ったように、そういうものが使える方が対象であれば、別に作っていただくことは^{やがき}吝かではありませんし、これに関してはほとんど費用はかかりませんので、簡単につくることはできると思います。ただ、今民間の業者さんが議員5社あると言われましたけど、公設民営である建物から新たな業者が出た場合、民業圧迫と言われる可能性もありますので、その辺がなかなか難しいわけです。ですので今、農業者さん、漁業者さんはいろいろ組合を作るのにご加入をいただいておりますけど、商業者の一部の方からは、民業圧迫でそういうのはいかなものかであったりとか、堂ヶ島からそちらに客が逃げるのではないかという堂ヶ島の事業者さんもいらっしゃいます。上手く調整をしていくうえで、なかなかさじ加減が難しいので、議員がそういう質問をされたので、「はい、ではアプリを使って何をします」ということは、なかなか町の方からは答弁ができないとご理解をいただいた方がよろしいかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は13時、午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、次の質問に移ります。ご当地キャラクターの件についてです。この件について、町長はクリパ君でいいのではないかという見解を持っているという話でした。クリパ君は、これはそもそも私もクリスタルパークのことをある程度関わっていた時がありまして、クリパ君は確かクリスタルパークが創立10周年ぐらいの時だったです。その時の記念として、初めそういった構想があつて、そういった発想でクリパ君ができてきたということだった気がします。

やはりそれでなくても、クリパ君は一企業のキャラクターであつて、ご当地キャラクターといえますと、本来の目的は地域全体のイメージ、知名度の向上、あるいは地域住民の地域に対する郷土愛を向上するものであるような気がします。そういったことで、いろいろなその他の地域の人が、例えばその地域のことは知らなくても、そのキャラクターを知ることによって、そこに行ってみたいとか、行ってみようかなという気持ちになつて訪れたこともあると聞いております。そういったことを考えますと、一概にこのクリパ君に認定していくのはいかがなものかと思ひますけど、もう一度その辺のところはどうですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに町のというキャラクターでいきますと、一企業の話になりますので、なかなか議員のおっしゃっていることとは筋がずれてくるのかと思ひます。全国で市町は1,700近くありますので、そこがこぞつてわが町のゆるキャラというものを作つたとしても、果たしてそれがPR効果がどれだけあるかということになると、なかなか難しいだろうと。ただ既にクリパ君というのが、今議員がおっしゃつたように10周年の時に作られ、昨年確か5月に着ぐるみがお披露目をされて、一応町の中には着ぐるみのキャラクターがいるということですので、あえて町として作るよりは、既存のもので購入をしていった方がいいのではないかと町としては思つておりますし、制作費もかける必要もないですし、逆に昔から賀茂村は珪石が採れたところからクリスタルパークはつくられ、クリパ君の手とか足というのは波がイメージされているということも聞いていますので、西伊豆町をイメージするには、珪石と海の近くということもあるし、頭のところには夕陽というんですかね、赤い丸が確かくつついていたという認識を持っておりますので、そういった面で見れば、確かに企業が作つたものではありますけれども、西伊豆町としても別に不マッチというわけではないと思つておりますので、一応そういったものを購入してはということで答弁をしたまで

でございます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。ただご当地キャラクター、地域をPRしていくということで考えますと、いろいろ普通にご当地キャラクターがあるような地域のホームページでいくと、ホームページでもいろいろなところに出てきて、一緒になってPRしているという格好が見られます。そういったところで、例えばではクリパ君が出てくるかということを考えますと、クリパ君の影もないのではないかという感じです。それでこの西伊豆町、あるいはこの地域をPRしていくことができるのかと思うと、ちょっと違うのかと思います。

そのように考えますと、ホームページの一面には「馬ロックン」の岩がパーンと出ているわけですから、そういった意味からいくと、「馬ロックン」もあるのかなと私は思います。ただあれは着ぐるみがないというのが弱点かな。ただ彼らの活動を見ますと、いろいろなイベントで西伊豆町をPRして、その歌も合わせて歌って踊れるPRをするということで、いろいろなところでやっています。対外的には松崎町もそうですし、函南のゲートウェイの時も出張して、西伊豆町のPR活動もやっているといます。それは町長も承知していることだと思いますし、彼らに話を聞いてみますと、とにかく西伊豆の活性化のために何か役に立てたらということも言っております。

確かに「くまモン」とか、「バリエさん」「ふなっしー」から比べたらネームバリューはないかもしれませんが、これからそういったキャラクターを育てていくということから考えれば、「馬ロックン」に歌って踊れるやつと着ぐるみとをプラスしてやっていければ、それもありかなと思います。ただ着ぐるみが、私が調べたところによると50万円かかるそうですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そういったものも含めて、わざわざ町の中に企業ではあってもあるのに、50万円をかけて作るのかということにも当然なりますし、これが走り始めの頃であれば、まだ1、2を争ってやっても良かったのかもしれませんが、先ほどからも言っているように、もう全国のありとあらゆる市町、また企業さんが作っていて溢れているところで、今西伊豆町がやったところで、そんなに有名になってPRになるかということを考えると、なかなか難しいと思います。逆に町の方で着ぐるみである、そういうゆるキャラの出演願いが来るときには、クリパ君に出させていただいておりますので、一応西伊豆町の枠でもしそういうものがあつた時には既に出てきていますから、今後もそういったことで引き続きお願いをして

いった方が、私は有益ではないかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ご当地キャラクターで着ぐるみ以外の話でいきますと、すぐに考えられるのはピンバッジ等があると思うんです。そういったものでやっていく。いろいろな所で、下田市や南伊豆町の議員と一緒にいる機会が多いです。そういった時に、下田や南伊豆の議員が、ご当地キャラクターのピンバッジを付けている。それが何だって話になりますと、これはうちのご当地キャラクターであれですけど、これをコミュニケーションツールに使えると。相手と話すときに、やはりこれは何だという話からいろいろ話が広げられると。コミュニケーションツールに使えるといったことで、利用できるといったこともありますので、50万円が安いか高いかということもありますけれども、少し考慮してもいいのかなと思えますけど、これはいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 先ほどから通告書にある内容については、もう回答が出ていますよね。他の質問に替えてください。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） では、その件はやめにします。キャラクターの保護、管理のことについて、ちょっと一つだけ確認させてください。これは今後、登録して保護する必要も出てくるかもしれないという認識でよろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、商標登録もそうですけど、要は名前、またキャラクターのデザインというものを登録していなければ、第三者の方が使って、逆にこれはうちが作ったのだと言われた場合、こちらが訴えられる側になる可能性もありますので、当然そういうものを町が公認するのであれば、しっかりした登録というのは必要かと思っております。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分かりました。最近、ご当地キャラクター、ゆるキャラも含めて、そういったものを文化の一つでないかと思える傾向がありまして、そういったことで言いますと、以前私が知っている事例でよくあったんですけど。例えば、昔ながらの伝統工芸を、そういった商標登録、意匠登録もケアしていかないと、その時にはこれは意匠登録をしたから、確かボランティアの方々がお仕事した時、意匠登録したからこれを制作して何か利益を得たら、すべてこちらにその分すべてをよこしてくださいということが、ボランティア活動を阻害するようなことがありました。ですからその辺のところをすごくケアして、文化活動的なこと

ろの制作といったところまでケアしてやって欲しいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員がおっしゃっているのは、僕も聞いたことがありますので、それは了解しております。これから登録とか西伊豆町としてやっていくものにつきましては、そういうものは必要かと思えます。今、既に地域でやっておられる活動に関しては、もう既に登録している可能性もありますし、逆にまだ町としてタッチできかねる案件もありますので、なかなか難しいとは思いますが、地域の伝統文化ということになれば、登録することも必要かと思えます。逆に食に関してはジーアイの登録であったりとか、そういうことについては今取り組んでおりますので、必要であれば合わせて行っていきたいと思えます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それではその登録のことに、もう一点だけちょっとお願いします。当然のことながら、商標登録・意匠登録は費用がかかるわけですね。いろいろな補助があつて、団体ですとそういったものがある程度、活動の中でペイできると思えますけど、そういったものがほとんどない団体もあると思えます。ちょっと言われましたように、そういったものを精査していきながら、そういった団体に関しては、そんなに無茶苦茶高い金額かかるかどうか、私もどれだけかかるか計算したことはないのですが、その辺のところをある程度、町が管理してやるということはできないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） すべてを町が管理してというということは難しいですから、文化系のものであれば文化の団体をお願いをして、町からそちらに補助をするということを考えた方がいいのかなと思えます。

○議長（高橋敬治君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） では、そのようによろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（高橋敬治君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時20分

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告 8 番、芹澤孝君。

4 番、芹澤孝君。

〔4 番 芹澤 孝君登壇〕

○4 番（芹澤 孝君） まず、教育委員会の学校、幼保園に対する防災対策の指導、支援について。

2018 年 4 月、東日本大震災による多数の被害者を出した大川小学校の津波被害訴訟判決が仙台高裁でありました。判決では、学校側と教育委員会の防災体制の不備を厳しく指摘し、組織的な過失を認め、防災マニュアルが十分検討されたものがあれば、今回の悲劇が避けられたとしました。教育委員会については、学校防災のマニュアルに不備があったにもかかわらず、指導是正する義務を怠ったとしています。

また文科省は、教育委員会は関係部局、関係機関と連携し、積極的に学校を支援することが大切であるとしていますが、当町の場合、教育委員会は教育機関への地震津波防災対策の避難訓練、マニュアルなどに対する指導と支援は、具体的にはどのように行われているのでしょうか。

(2) 学校、幼保園の津波避難所要時間について。

今回、津波避難路マップが配布され、避難所要時間が推定できるようにしたことは、津波避難困難地区の方々が、厳しい現状を認識することに大変効果があったと考えます。^{ひるがえ}翻って、生徒児童の安全を確保するのは、施設設置者の責務ですが、町内の学校、幼保園は安全な場所へ避難する避難所要時間が確保されているのでしょうか。

(3) 学校、幼保園の防災対策の現状について。

大川小学校の場合、市のハザードマップでは、津波浸水区域外で津波発生時の避難所に指定されていたため、各組織の油断がもたらした災害とも考えられます。東日本大震災から年月が過ぎ、地震津波に対する切迫性が各地で薄らいできています。当町の場合、震災がいつ来てもおかしくない中、地震津波防災対策は常に見直し、躊躇なく行われることが求められますが、学校及び幼保園に対する防災対策の現状はどのようになっているのでしょうか。

(1) 在宅介護者が緊急で利用したサービスについて。在宅介護についてです。

国は急速に進む高齢化を背景に、施設中心の要介護者の受け入れは対応が難しくなり、在

宅での介護へ方針を転換しました。今回、在宅介護の比重が増す中、西伊豆町第8期高齢者保健福祉計画ではアンケート調査を行っていますが、高齢者福祉を進めるうえで重要な案件です。その中に、在宅介護を続けるために特に必要だと思うことは何かと、アンケートを実施していますが、要介護3以上の介護者の50.7パーセントの方が、緊急の場合などに安心して介護保険サービスが利用できることと回答しています。この場合の緊急で利用したい介護保険サービスとは、具体的に何でしょうか。

次に、(2) アンケート結果について。

アンケート結果は、介護施策に反映されるべきですが、前述の在宅介護を続けるために、特に必要だと思うことへのアンケート結果についての考えは。

(3) 施設のショートステイの緊急受入体制について。

在宅介護を行ううえで、特養などの施設でのショートステイは大変重要なサービスであり、スケジュールどおり行われることで、介護者の負担軽減を図っています。介護者が不測の事態に陥り、緊急にショートステイを利用したい場合、松崎町、西伊豆町の施設での受入体制はどうなっているのでしょうか。

(4) お泊りのデイサービスの現状の把握について。

施設でショートステイ及び緊急ショートステイを受け入れることができない場合の受け皿として、お泊りデイサービスがあります。国は平成27年4月に、お泊りデイサービスを行うのは小規模事業者が多く、設備・人員に不安があり、最低限の質を担保するという観点から、お泊りデイサービスを行う場合の人員、設備及び運営に関する指針を決めました。指針に沿った事業運営をするように求めています。当町のお泊りデイサービスの実態はどうなっているのでしょうか。

(5) 介護人材の確保の支援について。

在宅介護において、介護訪問は重要なサービスですが、どこの事業所も人材不足であるため、新たな人材確保が厳しい状態です。ホームヘルパーは高齢者が多く、新たな人材を確保できない状態が継続すれば、介護不足により、ゆくゆくは介護難民が生じてくると思われま。見方によっては、既に潜在的な介護難民が存在しているのではないかと危惧します。介護事業者だけの努力では、全然確保は難しい状況です。行政として、人材確保の支援はできないでしょうか。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをいたします。

まず1点目の学校、幼保園の防災について。

(1) 教育委員会の学校、幼保園に対する防災対策の指導、支援について。

教育委員会は、教育機関への地震津波防災対策の避難訓練、マニュアルなどに対する指導と支援は、具体的にどのように行われているのかというご質問でございます。県教育委員会から、学校の防災対策マニュアルが示されておりまして、改正があった時点で随時、学校・園には情報提供をしております。また、町の防災計画の見直しや津波避難路マップ等の最新情報に基づき、各園・学校の防災マニュアルの見直しもお願いしております。各園・小中学校の防災マニュアルは、教育委員会にも提出をいただいております。内容を確認し、場合によっては変更指示を行っております。その他、新たな通信機器の取り扱い等、現場での直接指導も実施しております。

次に、(2)の学校、幼保園の津波避難所要時間について。

町内の学校、幼保園は、安全な場所へ避難する避難所要時間が確保されているかというご質問ですが、小中学校につきましては、避難する時間は確保できていると考えております。ただ園については、どこも十分な時間が確保できているとはいえない状況にありますので、揺れがおさまったら、1秒でも早く高い所へ避難できるように、日々訓練をしております。

次に、学校、幼保園の防災対策の現状について。

学校及び幼保園に対する防災対策の現状はどのようになっているのかというご質問ですが、組織の油断はあってはならないと思いますし、日頃から避難するという訓練は行われております。町でも、安全な場所にて授業や保育をした方が良いのではということで、統合に合わせて津波浸水区域外や嵩上げなどを、文教施設整備検討委員会に投げかけております。しかし、お話を聞くかぎりですと、防災意識よりも普段の利便性が優先され、話がまとまってこないのが現状でございます。

次に、大きな2点目の在宅介護について。

(1) 在宅介護者が緊急で利用したいサービスについて。

緊急で利用したい介護保険サービスとは、具体的な何かというご質問ですが、具体的には介護者が冠婚葬祭等により泊まりで出かけたい場合や、入院による緊急のショートステイ利用、日中に急用が入り出かけたい場合の緊急のデイサービス利用等を想定してございます。

次に、(2)のアンケート結果について。

在宅介護を続けるため、特に必要だと思うことのアンケート結果についての考えを、ご質

問いただいております。アンケート結果について上位を占める回答は、家族や親族の協力があること、緊急の場合等に安心して介護保険サービスの利用ができること、緊急の場合等にかかりつけ医等から医療的なアドバイスを得られることが、上位を占めました。町の現状として、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等が全世帯数の約44パーセントを占めるため、高齢者の日常生活を地域全体で見守り、支える支援体制のネットワークづくりの構築、また緊急時等の対応としての介護職、医療職等の多職種連携の中での支援体制が必要だと思いますが、行政のみではどうにもならない面もありますので、地域ケア会議の開催等、関係者との協議の中で方向性を見出せればと思っております。

次に、(3)の施設のショートステイの緊急受入体制について。

介護者が不測の事態に陥り、緊急にショートステイを利用したい場合の、松崎町・西伊豆町の施設での受入体制はどのようになっているのかというご質問ですが、松崎町・西伊豆町の特養に確認をしましたところ、ショートステイ用の部屋に空きがあれば、対応は可能とのこと。なお、平成27年度より緊急時における基準が緩和され、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専門の居室以外の静養室での受け入れも可能となりました。

次に、(4)のお泊まりデイサービスの現状把握について。

西伊豆町のお泊りデイサービスの実態はどのようになっているかというご質問ですが、お泊りデイサービスは、指定通所介護事業所等の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供する事業で、町内では2事業所が行っています。

次に、(5)の介護人材の確保の支援について。

介護事業者だけの努力では人材確保が難しい状況であるが、行政として人材確保の支援策はできないかというご質問です。少子高齢化、西伊豆町の人口減少が進み始めた時点で、こうなることは予測できたはずでございます。私も選挙の時に訴えましたが、今までのように誰かが何かをしてくれるという時代には終わりを告げ、住民が主体的に考えを変えて行かなければならない時に来ていると思います。

介護する側の若年層が減っている状況にもかかわらず、自分の子どもたちには外に行け、帰って来ても仕事がないなどと言っていれば、介護する側が少ないからどうにかして欲しいことと、言っていることが真逆だということ、早くから気づく必要があるのではないかと思います。だから、お年寄りが住み続けられる町にするためには、まずは若者が住みたい、住める町にしなければ、最終的にはお年寄りが住みにくい町になってしまうということ

を、ご理解いただきたいと思います。人材確保の支援策は、はっきり言ってございません。あるとすれば、移住・定住しやすい環境を町がつくることだと思っております。

以上、壇上での答弁を終わらせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 最初の教育委員会の学校等の防災対策に対する指導、支援ですけど、学校の防災対策は人事異動、環境の変化、また地域の環境の変化があるので、見直していくことが当然なことです。このことについては、文科省も教育委員会に危機管理体制、安全管理の対策について、定期的の実態を把握し、指導、助言を行うように求めているわけですけど、当町の学校・幼保園に対して、避難訓練、設備点検については、現状としてどのように関わっているのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） 教育委員会との関わりについてであります。平成28年3月に学校防災対策マニュアルが県教委から出されまして、それに基づいて各校とも防災計画マニュアルを作成しているところです。ただ昨年度、平成29年度中に地震予知は難しいという見方が出てまいりまして、そこで見直しということが行われて、さらにまた北のミサイルということも出てまいりましたので、そこでまた見直しが行われて、平成30年度に地震防災対策マニュアルがどこまで進んでいるのかということで、現在各校のものを取り寄せて確認作業中でありまして。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） すると現状では、防災マニュアルをチェックはしているけど、訓練を行った時には、現場に^{おもむ}赴いて、どういう状況なのかということの確認はされていないわけですね、設備とかの点検も含めて。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） 避難訓練等についても、立会いは現在行っておりません。学校においては、消防署を招いてというところもありますけど、教育委員会として、そこまでは現場での指導はしておりません。また、防災の器具については、各業者で確認し、その結果不備があれば直すということを繰り返しています。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） マニュアルについて、ちょっと聞きたいです。学校、幼保園の防災対策マニュアルは、それまで設置場所の違いに適したように、マニュアルが作られるのは当然

だと思います。以前、私が配布された各学校、幼保園のマニュアルを見ますと、充分検討されている施設もありますし、ずいぶん簡単なつくりをしているなどという学校もあるわけですね。例えば、震災後の避難所設営について、また、その学校を再開までについて決めている学校もありますし、その点まったく触れていない学校もあるということです。このように学校によって内容がまちまちで、あまりにも濃淡がありすぎる。これはちょっとまずいのではないかと思うんですよ。その内容は、各施設に合ったように作られるのは当然ですけど、決めるべき事項は統一された方がいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） まったく芹澤議員のおっしゃるとおりだと、そのように考えます。

そのように、指導を進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、学校、幼保園の地震津波対策マニュアルというのは、当町の場合、南海トラフの東海地震を想定して作られているわけですね。といたしますと、揺れがおさまってから、津波注意報が出てから、どこそこに避難と、漠然として書いてある学校がほとんどです。ということは、地震の津波到達時間というのは、これらの地震の場合は、当町の場合、想定では5分とか6分と言われているわけで、非常に短いです。それで気象庁も避難するのは、津波注意報が3分に出すことを目標にしていますが、しかし、震源が近い場合は〇〇〇に間に合わない場合もあるから、強い揺れ、弱くても長い揺れがきた時は、気象庁のホームページでも、すぐ避難を開始してくださいということを言っているわけですよ。

そういうことを考え合わせますと、津波到達時間を考慮したものを、時系列で明確な避難行動を示したマニュアルというのは必要だと思うんですけど、この点について検討する必要があると思うんですけど、どうでしょうか。ただ漠然と揺れがおさまってから校庭に集まるとか、注意報が出てから逃げるとというのが、現状だと思うんですが。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） 時系列の作成ということでありますけれども、地震の大きさ、揺れの規模、さまざまなその場によって違ってきますので、果たしてそれが可能なかどうかというのが、今ちょっとここでは分かりませんが、検討には値すると思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） どこかの学校で書いてあったんですけど、ちょっとそれですけど、大変面白いなと思ったんですけど、マニュアルで災害の時は想定外のことが起こりますね。そ

うすると、学校スペースを余計に使いたいということが出てくるかもしれないわけですね。そういう場合、許可は誰が出すのか。教育委員会が出すのか、学校が出すのか、自治会が出すのか、それはどうですか。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） 各学校ごとに、万が一の場合には、ここまでは地域住民の方にと、ここから先については各学校で授業が再開した時のために、そこは入れないでおうというマニュアルがあります。そのマニュアルどおりになるかどうかについては、各学校ごとに判断していただくことになるかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 学校に権限があるということですよね。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、議員の質問は、もう避難所の運営としての話にそれているのではないかと思います。被災した場合、当然、町の公共施設を使って避難所が開設された場合は、学校に責任があるのではなくて、しっかりと行政と教育委員会、また学校が連携をした中で、学校で避難している方が違う公共施設で賄えるものであれば、移動してもらうことも当然行わなければいけません。しかし、子どもたちが授業をするのに支障がないスペースができるまでは、なかなか学校の再開ということも踏み切れないと思いますので、先ほど教育長が言ったように、ケースバイケース、その時の規模、また避難をしている人たちの数をすべて考慮した中で、西伊豆町全体のことを考えての学校の開校ということをしたいと思えますので、学校各々で判断ということはないと思えます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、東北の震災の場合、今、学校災害のことに触れられましたけど、避難所となったとき、行政、自治会の住民に対する対応を始めるまで、教職員が避難所運営から食料の配布等の適切な指示まで行い、そのため児童生徒の安否確認や教育活動の再開に向けた業務に、支障をきたしたという例があったそうです。この教職員の第一義的な役割として、児童生徒の安否確認の業務に支障をきたさないように、あらかじめ地域住民、自治体と学校側が、支援できるような内容について協議しておくことが重要だと思うんですが、この辺の協議についてはできているのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） 十分には、できていないと考えます。ただそこら辺のところを進め

ていただきたいということは、昨日の町長の答弁にもあったかと思しますので、そのような要望はしていきたいと考えます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、学校・幼保園の津波避難時間の確保についてです。今回、津波ハザードマップが配布されました。私が思うには、ハザードマップの避難時間を、巨大地震は長い時間強い揺れが続くため、すぐに避難が始められないと注釈を入れています、あくまでも5分と決めているわけですね。5分というのは想定であって、決まった時間ではないと思います。この5分というのは、避難困難地域の方々に不安を煽ることにならないかと、ちょっと危惧しています。この5分の注釈について、もう少し工夫があった方が良いと思いますけど、なぜこの避難開始までの時間を5分としたのか、この辺の説明をお願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 5分にした明確なものはありません。これが仮に、2分でも3分でも同じことだと思います。要はその時に地震がどの程度揺れるか、横揺れ、縦揺れ、また長期的なのか分かりませんので、ただ5分間もし動けなかった場合、それから避難した時には、浸水までに5分かかる場所はもう時間ありません。確かに不安を煽ることかもしれませんが、そのぐらい危機感を持っていただかないと、命は助からないとの再認識はしていただきたいということで、5分にさせていただいております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 5分に決めた根拠はないと言われると、ちょっと困るんですけど。議論のしようがなくなるんですけど。3園の避難マニュアルで、伊豆海認定こども園は哆胡神社、賀茂幼稚園は裏山、仁科認定こども園はしおさいの屋上、それとみかん山を避難地として、条件として1分以上の強い揺れを感じたら、揺れていても避難を開始としています、果たして1分で避難を開始できるかということは疑問なわけです。今回のハザードマップでは、ある程度の揺れがおさまって動けるようになるまでということで、開始時間が5分と取ってあるわけですね。そうすると、マニュアルとこのハザードマップの避難行動開始について整合性がないんですけど、この辺は整合性を持たせる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それは先ほどから言っておりますように、地震の規模によってケースバイケースでございます。仮に1分とした場合、2分揺れていて、数字が違うのではないかとされた場合、どのように対処すれば良いのか分からなくなります。ただ、5分は動けま

せんよと言っておいた方が危機感もお持ちいただけますし、逆に2分ですよと言った場合、残り時間が増えるわけですから、自分ももっと逃げられるというつもりではあったけど、実際はそこまで行けなかったということにならないためにも、5分というのが妥当であろうと。先ほど言われているように、1分して多少揺れていても避難行動を取れということがあると議員はおっしゃいましたけど、そういったものに関しては、実際に即して揺れている時には、当然避難行動はできないであろうということで、見直しは図っていきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 各園の防災マニュアルにつきましては、先ほど仁科幼稚園については、山の方というお話だったのですが、実は園舎の屋上に避難できるスペースを作りまして、現在のマニュアルについては、屋上へ避難ということになっております。賀茂幼稚園については、より安全な場所ということで、中央公民館への避難。いずれにしましても、先ほど町長が答弁しましたように、一秒でも早く、より高いところへ避難するということで、避難マニュアルも設定をされております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、仁科幼稚園の場合は屋上に逃げるようになったということですが、この屋上というのは、充分クリアしているのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 今回、防災から示された規準水位でも、一応現状では安全な高さは確保されていると考えております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 仁科幼稚園については、対策を取られたということで良かったと思います。他の伊豆海とあと賀茂の場合はどうだということですが、いつ来るかは分からない津波に対して、要は当町としては何らかの理由付けをして現状を座視しているということは、生徒と児童に対する背信行為であって、許されることではないと思います。当町の場合、何らかの理由ということは、園の統合問題であり、いつできるか分からない統合を理由に、対策を講ずるのを座視しているのが現状ですね。そうすると、児童生徒の生命を守るために、津波対策には切迫感を持って望んでいただきたいわけですが、現状のこども園や幼稚園など児童などについては、逃げきるのは非常に難しい状態だと思うわけです。こういった対策もなく、いつできるか分からない状況の統合問題で安全な場所に移設できるまで、緊急避難的に空きスペースになるのか、各地区の小学校・中学校にこども園・幼稚園を移設し

て、運営するという事は考えられないでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件につきましては、小学校の空き教室ということは考えられないと思います。逆にそういった津波の問題がありますので、安良里の場合は、裏山ではなくて中央公民館に逃げることにしたり、伊豆海の場合は哆胡神社がありますので、高さは確保できると思います。仁科の園につきましては、今まではしおさいでしたが、仁科の園の屋上にそういうスペースができたというご理解をしていただければと思います。ただこれでは足りていないので、今文教関係の委員会に「A案としては、ここはどうでしょうか」、「B案としてはここを嵩上げするのでどうでしょうか」というお話をし、災害に強いそういった教育施設をつくりたいと言っておりますが、先ほど壇上で申し上げましたように、そういったことよりも日々の通園、また通学、いろいろな面の事情が先行いたしまして話は前に進んでおりませんので、町としては多少お金はかかってもやりますよと言っているのですが、なかなか保護者、住民の理解は得られないということだけのご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 町長の言うことは分かるんですけど、時間的余裕があればいいですけど、いつ来るか分からない、その間に対策を取りましょう、計画してではやりましょう、その間に来たら困るなということでは言っているわけですね、緊急避難的な措置を。

では、学校の防災対策の現状はということで、学校、幼保園の防災対策の点検、指導、助言を行うにしても、教育委員会だけで人的に充分とはいえないと思います。他の課と連携してやらなければ、実効性のあるものはできないのではないのでしょうか。学校防災の点検指導について、庁舎内で組織だつて行うのが良いと思いますけど、学校防災に対する危機管理体制はできているんですか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 明確に組織づくりはできておりませんが、ただ避難所、それから救護所の設営等について、いざという時どのようにするかということは、防災課と教育委員会と協議をしながら進めているところはございます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ではまた別の質問から、学校教育施設の防災対策について。西伊豆町公共施設等総合管理計画において、統廃合を見据えながら、維持管理や長寿命化を進めていくとありますが、災害時の生活拠点となる体育館については非構造ではないですか。そ

れとバスケットゴール、照明、天井、壁等の耐震化を順次実施するが、児童生徒の安全に問題があれば、順次対応を検討するとしています。これは現在の賀茂中体育館だけが、交付金が出てバスケットのゴールと照明については耐震化が行われたわけですが、他の学校については、全然めどが立っていないという状況だと聞いています。統合問題に防災対策が左右されている今の状況のままで、各地区の児童生徒については、体育館の安全性かつ災害拠点としての安全性に差がついてしまうので、いつ来るか分からない災害に備えて、早急に体育館の非構造等の耐震化を図るということはできないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 教育長。

○教育長（清野裕章君） いつ来るか分からない地震に備えて、体育館の強化をするということも確かに必要なことですが、それ以上に私の方としては学校等の統合、そちらの方を急ぎたいと考えます。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに、議員のおっしゃることも分かります。分かりますが、昨日の一般質問から申し上げておりますように、国・県の方からは公共施設を少なくしろということをやうつと言われております。ですから統合した後は、学校、体育館は本当に県・国が言ってくるか分かりませんが、潰して公共施設としてはなくせということも含めての整備計画を出せということも言われておりますので、壊さなければいけないような可能性がある建物に、本当に補修をしていくかということになると、なかなかいつ来るか分からない防災対策とはいえども、税金を使ってそういったことをするというのは、二の足を踏んでしまうというのが現状でございます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 避難所として残すということは、理由にはならないのでしょうか。それを抵抗できないのですか、県に。防災計画、公共施設計画について。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは十二分に抵抗はしていきませんが、国・県の方針がそういうことだということで、当然補助金であったりというものは今後出てこないだろうということは予想されるので、ご理解をいただきたい。私たちが壊したいわけではなく、国・県がそういうものを整理しろと言ってきているのが、現状ということです。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に、もう一つ読んでいて気になったのが、西伊豆中の給食室の耐震

化が進んでいないということで、学校統合を見据えて検討しているが、学校統合が進まない場合には、給食センターからの配送を検討するとしていますが、この場合期限を、ではいつ決めるのか、何年かもって決めるのか。

○議長（高橋敬治君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 現在のところ、期限については決めておりません。ただ学校統合の方針が決った段階では、その辺も明確なものが出てくるかと考えております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だから学校統合が進まない場合はと言っているでしょう。学校統合が進まない場合は、何年と見ているんですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですから先ほど局長が言ったように、私たちは一刻も早く統合に向かって進みたいですが、なかなか話し合いがまとまってくないということで、話し合いの意見を聞かなければ、1案にするのか2案にするのか、もしくは3案にするのか、それによって年月が区切られます。出でこないことには、私たちも何年にといいことは言えないということで、局長が答弁したままでございます。

○議長（高橋敬治君） 質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時07分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 介護保険の在宅介護についてですけど、緊急に利用してサービスということは、緊急ショートステイということが分かりましたので、これは後の質問に回したいと思います。

それではまず、アンケート結果について聞きたいと思います。町が介護保険者の運営者としてアンケート調査を行っていますけど、介護保険者の意見を聞き、介護保険の運営に反映するアンケート実施は重要な手法であります。これは常に実施されるべきだと思いますけど、介護保険計画において、5期と今回の7期にアンケートを実施していますが、介護保険計画

6期はアンケートの実施をしなかったと思いますけど、この理由は为什么呢。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 確認したところ、第6期、平成27年度から29年度の計画でございますが、これについてのアンケート調査は実施しております。第6期の介護保険計画は、町が直営で作成しております。本編の作成に手間取って、アンケートの掲載までには至らなかったということ聞いております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 分かりました。アンケートというのは、標本数が多いほど実状を反映するので、アンケート項目が多いほど、アンケートの人間が多いほど良いわけです。要介護者1から5の方というのは、西伊豆町の場合は470人ぐらいいると思うんですけど、現在行っている調査では、標本数が182人になっているわけですね。これはアンケート数があまり少ないと、偏りが生じるのではないかと心配するわけですけど、なぜ182人という標本数になったのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 芹澤議員がおっしゃったのは、介護保険事業計画のアンケートのことについてだと思うのですが、一応在宅の介護実態調査につきましては、470人を無作為に抽出してアンケートを送付しております。その中で有効回収数としましては248人、約52.8パーセントの回収率がありました。ここの調査につきましては、在宅での介護を続けるために特に必要だと思うことについては、主な介護者が答える設問になっております。そのため、主な介護者以外の方、例えば本人が回答している部分などは、回答外としてカウントしています。そのため、回答者は182人という数字になっていますので、有効の回収数の248と今の182は合っていない状況になっております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 在宅で特に必要だと思うことは何かということについて、当事者の方々はぜひぶん切望、希望しているわけです。町としては、それを一つ一つすくい上げて実現していくということが使命なわけです。このアンケートの中で要介護3以上の方で、介護者の4割という方々が介護用品、紙おむつの支給を希望していることが分かります。当町は既に、一定条件をつけて、紙おむつ支給事業を行っているんですけど、なぜ4割の方が支給を希望しているという結果になったのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） その方たちが、対象の条件に該当しないからだと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 対象の条件に合っていないですよ、確かに。それは分かります。では、それを改善するという考えはないのでしょうか。4割の方がいるわけですよ。ということは、この紙おむつ支給事業というのは任意事業ですね。この財源は、国県の補助が58パーセントあるわけです。それで町が19パーセント、第1被保険者が23パーセントであるわけですね。仮に改善しようとして200万円増やした場合、そうしたら国県の補助があるから、町の負担は38万5,000円なわけですよ。それに第1被保険者というのは46万円になるから、第1被保険者の1年間の負担費用というのは120円なわけですよ。この120円というのは、今の保険料の中で充分値上げしなくても吸収できる計算ではないのでしょうか。こういうことを考えて、ぜひ改善していただきたいと思います。そんなに負担にはならないと思います。

次に、施設のショートステイの緊急受入体制はどうなっているかということです。先ほど町長が答弁で答えを言われたわけですが、静養室ということ、この点について言いたいです。今の西伊豆町の現状としたら、ショートステイの利用者とすれば、人員、設備、環境の整った施設を利用したいわけですよ。当然、特養のショートステイは、約2カ月前に予約しなければ入れない状態なわけですね。緊急ショートステイをどうしても利用したいという場合は、その受け皿としてお泊りデイサービスがあるわけですよ。このお泊りデイサービスを利用したい方は、自分のデイサービスが利用している介護所があると、ケアマネさんはなかなかそこ以外の所には手当てしてくれないという現実があるわけですよ。そうすると緊急避難的に、最後は入院するという事しかないわけですよ。現実には私のところもありました、そういうことは。ということは、そのことが現実としてあって、27年以降介護報酬見直しによる、緊急短期入所体制確保の確保制度が廃止されて、先ほど言われた静養室が緩和されたことによって、静養室でも受け入れができると、定員をオーバーしてということになったわけですね。では現状、静養室は各町の施設で完備されていますか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 松崎町、西伊豆町内の特別養護老人ホームに確認したところ、すべて静養室は完備されています。これは特別養護老人ホームの設備に関する基準というのがあります、この中で介護職員室、または看護職員室に近接して設けなさいという格好で設備基準でなっていますので、どこも付いております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 静養室があるということは、これは定員オーバーして受け入れる。それによる目的について、緊急受け入れを目的として使われるわけですから、当然緊急受け入れ、ショートステイの受け入れはされていると思いますけど、町の実績というのはどういう状態になっていますか。それと改善されたのでしょうか、緊急受け入れは。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 29年度の実績でございますが、3つの特養で22件の緊急受け入れの実績があります。あと静養室を使った実績があるかということを確認しましたが、すべてにおいて静養室は使っておりませんということで回答がありました。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） では静養室を使わなくても、今は3つの施設で緊急受け入れができるという状態なわけですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 今の課長の答弁を聞いていただければ理解できると思いますが、29年度の実績でショートステイの部屋を使つての受け入れで、その緊急用の部屋を使わなくてもということですので、受入体制は充分にできているとご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 静養室を使わないということは、今受け皿はお泊りデイを使わなくても、緊急で泊まりたいという方は、皆吸収できているということでしょうか。もし申し込みした場合に、施設に入れるという状態になっているわけですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） その時の施設のショートステイのベッドの満床状態などの状態にもよると思います。一つはタイミングというものがあると思います。あとはケアマネジャーが中間に入りまして、例えば緊急に葬式ができたからとか、いろいろな理由があると思います。介護者が急に病気になったとか。あとは例えばDVとか。いろいろな条件があると思いますが、その辺を合致したなかで、入れる入れないというのが決まってくると思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今22件あったというんですけど、またいつ受け入れることができなくなるということが発生するか分からないので、ちょっと私としたらこのようなことを避けるために、隣町の近隣施設において、小規模多機能事業所、お泊りデイサービス事業所を含めて、ベッド数の状況をケアマネに一括情報提供できるようにして、その情報を利用して、ケ

アマネがどこの事業所にでも簡単に手配できるようなシステム構築をしていただきたいと思います
うんですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 構築するというのは、町が構築するという意味ですか。一応
ケアマネは先ほども言いましたように、利用者と介護事業者との中間に入って調整をしてい
ますので、そこら辺の把握は充分にしているものと思われますので、その空き状態とか、どこ
が入れる、いっぱいだというのは把握している中で動いていると思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 全部のケアマネが、それを把握しているとは思えませんよ。私の言っ
ているのは簡単に言ったら、地域包括のホームページなどで、そこに各事業者が毎日のベッ
ド数を入れて、それをケアマネが各自その日に必要なところにチェックできる。ケアマネは
自分の担当している介護所以外でも、簡単に手配できるということはできないかということ
です。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それはどちらかと言いますと、その施設側がやるサービスで
はないかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 介護事業の運営者でしょ、それくらいのことをやるのは役割の範囲だ
と思いますよ。それを町の住民のためにやるということは、それは全然介護所の守備範囲で
はないと思います。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは昨年の実績を見ますと22件、仮に今後、2倍、3倍になっても
60数件ですので、できればケアマネの方が対象となる3軒に電話をして、確認を取ってもら
った方が、私は有意義ではないかと思えます。1軒目で空きがあつて入れればそれでよし、
2軒でつかまればよし、3軒目で駄目な場合は静養室を使つていただくという方法を取った
方が、そのシステムを構築するという手間に比べればよろしいのではないかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だからそれをもっと、完全にホームページ見たら空きベッド数が分か
る。どこその事業所は空きベッド数がどこだ、ではそこにケアマネが普段付き合いのない
施設でも、簡単にアクセスして申し込めるということをやつて欲しいと言つたら、別に事業

所がやれというわけじゃない。それくらいのことはできるでしょう。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ホテルの予約を取るわけでないですから、29年の実績でも年間22件、仮に今後増えて3倍にしたとしても60数件です。ですのでそういうシステムを組むよりは、一軒一軒電話していった方がタイムリーに、いちいち何を開いてということをやるとよりは、話がスムーズに進むと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 件数の問題ではないです。これいつ発生するか分からないわけですよ。それに対処するために作れというわけです。その辺の結果が生じれば、いつまでやってもしょうがないから、では次へいきます。

お泊りデイサービスの実態はどうなっているかということですが、デイサービス事業者のお泊りデイサービスの申請書を出している事業者は何事業者で、年間の利用者でお泊りデイサービスの利用者は何人くらいいるのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 届出を出している事業所は2業者で、29年度の実績で約800人弱です。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ガイドラインの中には、4日以上宿泊についてはケアプランを作成し、なおかつ長期の利用を避けるように指導しているわけです。お泊りデイサービスの利用者の中には、長期にわたって泊まりっぱなしになるケースが報道されて、社会問題化したわけですが、当町の場合このような事例はないのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） うちの場合は、長期という事例はありません。そもそもお泊りデイですが、両事業者とも平成27年の9月に県に開始届を提出しています。それで受理されています。お泊りデイというのは、届出制となっていて、法的拘束というか、その辺の部分がないような現状になっています。これが平成28年の4月1日から、地域密着型の通所介護サービスが作られて、県から町に委譲されてきたという格好になっています。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 介護保険の指定を受けた設備で、お泊りデイサービスをやっている事業者というのは地域密着型であり、町が指定権者になっているわけですね。そういう立場を

考えると、実態を把握していくというのは当然なことですが、地域密着型の事業者というのは大資本といえなくて、各事業所、防火対策・住居対策・感染症対策等の環境が必ずしもガイドラインに沿って整備されているとは言いがたいと思うんですけど、当町の事業所の場合、ガイドラインに沿った事項とは、どんな事項があるんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 施設の、通所介護のデイサービスの事業所を使いながらやっているというイメージですので、例えば指針では、一人当たりの床面積が7.43平米以上の確保をしてくださいという言い方をしているんですけど、その面積要件が若干小さかったりという部分で、指針に合っていない部分はあります。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） スプリンクラーはどうなっていますか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） スプリンクラーにつきましては、こちらは消防法の関係になってきますけど、平成27年4月に消防法の施行令等の一部改正がありまして、サービスを行っている施設で、要介護3以上の方の利用が定員の半分以上を超える場合は、30年3月31日までに、スプリンクラー及び火災通報装置の設置が義務付けられまして、昨年度、平成29年度に町の地域介護・福祉空間整備等補助金を利用しまして、1軒の事業所でスプリンクラーの設置をしております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、そのスプリンクラーのところで地域空間事業について聞こうと思ったんですけど、これはなぜ地域密着型のお泊りデイサービスは、要綱では対象になっていなかったと思うんですけど、私は対象にして欲しいということをおもうと思ったんですが、対象になったわけですか、地域密着型お泊りデイサービスは。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 施設要件の要綱に何種類かありまして、その中の（4）で、生活支援ハウス等に、「等」という部分があります。この生活支援ハウス等に、お泊りデイサービスが該当するというので、これによって設置をしております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 西伊豆町の条例ですね、それには確か入っていませんよ。どうなっているんですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほど私が用意した西伊豆町地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱、この中に今言いました（４）として、生活支援ハウス等に「等」という部分で、この中にお泊りデイが含まれております。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○４番（芹澤 孝君） 分かりました。では、今から申請してまた受けるお泊りデイサービスをやる業者も、スプリンクラー設置については補助を受けられるということでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほど私が言いました要件に合致すれば、受けられるとは思いますが、条件があります。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○４番（芹澤 孝君） すみません、理解ができなかったのです。ではその要件は、介護３以上の方を受け入れる施設ということでしょうか。介護３以上となると、普通一般にみんな介護３以上の方を受け入れていると思うから、では当然その範囲以内に入っているということであれば良いのですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 一応付けなければならない施設というのは、先ほど言いました要介護３以上の方の利用が、定員の半分を超える場合の施設は付けなければならないという格好になっていますので、その施設に該当するものについては、その制度を利用できます。あとは町内に二つ施設がありまして、もう一つの施設は利用定員が少ないですので、スプリンクラーを付ける義務はないということで付けてはおりません。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○４番（芹澤 孝君） その要綱をもう少し見直して、通所介護所にも設置するというように改正した方が良いのではないかと。そうすれば小さな事業所さんも、付けようかという気になるかもしれない。いかに法的拘束力がないにしても、そういうことがあるから、そういうことをちょっと検討していただきたいと思います。

それでは、介護人材の確保の支援策はできないかということですが、先ほど町長が先に答えを言われてしまったんですけど、先ほどと別なことを言いたいのですが、これは介護人材のバイを多くしようとして、新卒者、再就職者の奨学金に、支度金を条件付給付などを行っているわけですね。介護人材確保は、一朝一夕で解決できる問題ではないですけど、放っておいた

ら一層悪くなる状況です。そうすると、町長が先ほど言われましたけど、限られたパイの中から人材を確保するというので、まだ一般的ではない介護人材対策事業として、市町村が事業主体となって、介護人材の定住移住者に対して、各所で補助をして確保するという事業をやったらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 西伊豆町で人材が足りていないのは、介護に限らず、観光、商業、農業、すべてにおいて足りておりませんので、一つをやれば、すべてをやらなければいけなくなると思いますので、ご質問の案件についてやるつもりはございません。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 厚労省の推計では、2024年、静岡県介護人材の不足は、必要数65,077人に対して8,502人だそうです。果たしてこの数字が、どれだけ各市町村の事業者及び利用者に影響を与えるか分かりませんが、この影響を少しでも和らげるためには、何らかの施策を取るということが必要になると思います。介護人材確保対策事業があり、メニューも豊富ですから、そこを東伊豆町は、この県の事業を入れて、10万の事業をホームページ上で公表しています。公共事業の内容を精査して、西伊豆町に合った介護人材確保事業に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時43分

◎報告第1号の上程、報告

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第1号 平成29年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

当局に報告を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野淨晋君） 報告第1号 平成29年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条同項の規定により報告する。

平成30年6月5日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、報告書を1ページおめくりください。

平成29年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。こちらの計算書につきましては、3月定例議会において承認されました5事業の財源内訳を示すものであります。最下段、合計の覧のところを説明いたします。

繰越額ですが、1億8,603万円です。

既収入特定財源は1億7,000万円で、ふるさと納税です。

国県支出金は253万3,000円で、個人番号カードの交付関連事業と黄金崎公園災害復旧事業に対する国及び県からの補助金です。

一般財源は、1,349万7,000円であります。

以上、説明いたします。

○議長（高橋敬治君） 以上で、報告第1号を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 5 日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは承認 1 号、1 ページをおめくりください。

専決第 1 号 専決処分書でございます。

平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 9 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

平成 30 年 3 月 29 日。

西伊豆町長 星野淨晋。

もう 2 ページをおめくりください。平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 9 号）でございます。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては、ふるさと応援寄附金とふるさと応援基金繰入金が増額が主なものとなっております。歳出におきましては、ふるさと納税特産品、財政調整基金積立金、ふるさと応援基金積立金が増額が、主なものとなっております。

1 ページを朗読いたします。

平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 9 号）。

平成 29 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 69 億 700 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 3 月 29 日 専決。

西伊豆町長 星野淨晋。

1 ページおめくりください。

第 1 表 歳入歳出補正予算、歳入です。款、項、補正額、計の順に朗読いたします。

16 款寄附金、1 項寄附金ともに 8,000 万円、11 億 3,610 万 2,000 円。

17 款繰入金、1 項繰入金ともに 1,700 万円、10 億 2,046 万 1,000 円。

歳入合計 9,700 万円を増額し、69 億 700 万円としたいものです。

次に、歳出です。

6 款商工費、1 項商工ともに 1,700 万円、9 億 2,126 万 9,000 円。

12 款諸支出金、2 項基金費ともに 8,000 万円、16 億 8,782 万 6,000 円。

歳出合計 9,700 万円を増額し、69 億 700 万円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出補正予算事項別明細書になります。先ほど説明いたしました、第 1 表歳入歳出予算補正の歳入及び歳出と同様ですので、省略をさせていただきます。

補正額の財源内訳につきましては、6 款商工費 1,700 万、12 款諸支出金 8,000 万、いずれもその他財源で、合計で 9,700 万円です。

4 ページをお願いします。

2 歳入です。

16 款寄附金、1 項 5 目ふるさと応援寄附金、8,000 万円の増額を見込みました。17 款繰入金、1 項 5 目ふるさと応援基金繰入金 1,700 万円の増額です。

次に、3 歳出です。

6 款 1 項 6 目ふるさと振興費、8 節報償費 1,500 万円の増額は、寄附金の増額見込みに対するふるさと納税特産品の増額です。12 節役務費 200 万円の増額は、郵便料 180 万円を減額し、情報通信サービス料を 380 万円増額しています。これはインターネット利用の申請が増えたこと、インターネットの窓口を見て追加したことが、主な理由となっております。

12 款 2 項 1 目基金積立金、25 節積立金 8,000 万円の増額で、内訳として、財政調整基金 5,000 万円とふるさと応援基金 3,000 万円となります。

以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

○議長（高橋敬治君） 4 番、芹澤孝君。

○4 番（芹澤 孝君） 4 ページの諸支出金のところですけど、8,000 万円をふるさと応援基金から入ったお金だと思うんですけど、これはどうして財政調整基金に 5,000 万円積み立て

るのですか。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 4ページの1番下の欄になります。25節の積立金の8,000万円の内訳についてのご質問でございます。29年度年度中途の補正予算等で、財源として財政調整基金を充てたものがございますが、今回すべてふるさと応援基金の対応ということで、先に充当を考えていたものを元へ戻してということで、5,000万円を財政調整基金の方へ積み立てるという状況でございます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野淨晋君登壇]

○町長（星野淨晋君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町税条例（平成17年西伊豆町条例第53号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月5日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

承認議案を1枚めくってください。こちらは専決処分書になります。

本件につきましては、上位法令であります地方税法等が改正され、平成30年4月1日から施行されることにともない、法律の公示と同時に西伊豆町税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付にて、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたしますが、今回は改正内容が多いため、別添に専決承認第2号の資料をお配りしましたので、そちらの資料によりご説明させていただきます。なお、条文の軽微な加除・修正等につきましては、上位法令の改正にともなうものでございますので割愛させていただき、主な改正点についてのみご説明させていただきます。また、平成31年5月1日より新元号が施行されますが、今回の改正では平成を使用しておりますことを、ご理解いただきたいと存じます。

それでは、お配りしました資料の西伊豆町税条例の一部を改正する条例の主な改正点の1ページをご覧ください。2枚綴りの資料になります。

1についてですが、こちらは個人の町民税の関係でございます。

まず（1）ですが、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替として、給与所得控除・公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引

き上げられます。基礎控除は、33万円から43万円になります。この改正にともない、障害者や寡婦、勤労学生などの個人町民税が非課税となる合計所得金額の上限額が、125万円から135万円に引き上げられます。

続きまして、(2)でございます。

給与所得控除・公的年金等控除の見直しとなります。こちらは、所得税法の規定が改正されたもので、個人町民税にも適用となります。給与所得控除の上限となる給与収入を、1,000万円から850万円に引き下げられます。また、控除の上限額は、220万円から195万円に引き下げられます。公的年金等収入は、1,000万円超の場合、控除額に上限が設定されます。また、上限額は195万5,000円となります。

続きまして(3)ですが、基礎控除の見直しとなります。

こちらは、合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みが設けられたことから、関係する条文を整備するものでございます。表内の改正後の欄をご覧ください。合計所得金額が2,400万円以下の納税義務者の場合、控除額は43万円となりますが、2,400万円超え2,450万円以下の場合、控除額は29万円となり、2,450万円を超え2,500万円以下の場合、控除額は15万円となります。なお、2,500万円を超える納税者につきましては、基礎控除の適用がなくなることになります。個人町民税の関係は、以上です。

続きまして、2の固定資産税の関係でございます。

まず(1)ですが、土地に係る負担調整措置の適用期限延長に関する条文整備となります。従前により講じられております土地に係る価格の変動にともない、税負担の激変を緩和するための負担調整措置について、現行の仕組みが平成30年度から平成32年までの3年間延長となります。平成30年度の負担水準の求め方ですが、平成29年度の課税標準額を平成30年の評価額で割ったものが、負担水準となります。商業地等の宅地に係る課税標準額の算出方法ですが、表をご覧ください。負担水準が70パーセントを超える場合は、固定資産税評価額の70パーセントが課税標準額となり、60パーセント以上70パーセント以下の場合は、前年度の課税標準額を据え置きとなります。また、60パーセント未満の場合は、前年度の課税標準額に固定資産税評価額の5パーセントを加えて算出した額が、課税標準額となります。なお、負担水準が60パーセント未満の場合は、求められた額が評価額の60パーセントを超える場合は、評価額の60パーセントとなりますが、20パーセンを下回る場合は評価額の20パーセンが、それぞれ課税標準額となります。

続きまして(2)ですが、こちらは新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限延長に関する条文整備となります。平成30年3月31日までに新築された住宅に講じられております特例措置が2年間延長され、平成32年3月31日までに新築された住宅が適用となります。表をご覧ください。一般住宅につきましては、固定資産税が初めて課税される年から3年度分、3階建て以上の耐火構造住宅につきましては5年度分、固定資産税の2分の1を減額する特別措置となっております。なお、対象となる床面積として、居住部分に係る床面積120平方メートル相当分が上限となっております。固定資産税の関係は、以上です。

続きまして、2ページをご覧ください。

3の町たばこ税の関係でございます。

まず(1)ですが、町たばこ税の税率の見直しに関する条文整備となります。たばこ税につきましては、販売数量の減少幅が拡大しており、今後のたばこ税収は大きく減少することが見込まれております。引き続き国や地方で厳しい財政事情になることを踏まえ、たばこ税の負担水準が見直されることになりました。税率の引き上げは、国と地方の配分比率1対1を維持したうえで、平成30年10月1日から3段階で引き上げられます。一本あたり1円ずつ、計3円の引き上げとなります。表をご覧ください。

この表は、税率を1,000本あたりで計算したものになります。市町村たばこ税の欄をご覧ください。現行では5,262円となっておりますが、改正案では、平成30年10月1日からは5,692円に、平成32年10月1日からは6,122円に、平成33年10月1日からは6,552円となり、それぞれ430円の値上げとなります。なお、平成31年度は、消費税の引き上げが予定されているため、たばこ税率の引き上げは行われません。また、紙巻たばこ3級品に係る特例税率の廃止にともなう経過措置として、平成31年4月1日に予定されていた税率の引き上げを、同年10月1日に延期することになりました。

続きまして(2)ですが、加熱式たばこの課税方式の見直しに関する条文整備となります。加熱式たばこにつきましては、近年、販売量が急速に増加しており、紙巻たばこと比較して、1割強の売上げに達していると言われております。加熱式たばこは、現在パイプたばこに分類されており、製品重量が軽いことから、紙巻たばこと比べて税負担が低くなっております。今回、新たに加熱式たばこの区分を創設し、その製品特性を踏まえた課税方式に移行することとされ、平成30年10月1日から平成34年までの5年間かけて新方式に移行されます。①の現行換算本数は、加熱式たばこの製品重量1グラムを、紙巻たばこ1本に換算しております。②の改正後の新換算本数は、重量及び価格から紙巻たばこに換算した本数の合計数とな

ります。重量は、加熱式たばこ 0.4 グラムを紙巻たばこ 0.5 本とし、価格は加熱式たばこの小売定価に相当する金額の紙巻たばこの 1 本のコストに相当する金額をもって、紙巻たばこ 0.5 本に換算します。なお、急激な税負担が及ぼす影響を加味して、(2) の表のとおり、現行の換算方法から段階的に改正後の新換算方式に移行していく措置が取られています。町たばこ税の関係は、以上です。

続きまして、4 の法人町民税に係る電子申告の義務化についてでございます。この改正は、平成 32 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度分の法人町民税において、資本金等の額が 1 億円を超える法人は、町民税の確定、中間、修正の各申告書の提出を、電子申告としてデータを送信する方法（エルタックス）での申告が義務化されます。

続きまして、5 のその他ですが、地方税の改正を受け、同法との整合性を保つための条文整備となります。

最後になりますが、6 の施行期日でございます。

平成 30 年 4 月 1 日から施行します。ただし、町民税関係の規定の一部は、平成 31 年 1 月 1 日、平成 32 年 4 月 1 日及び平成 33 年 1 月 1 日から、固定資産税関係の規定の一部は平成 31 年 4 月 1 日から、町たばこ税関係の規定の一部は、平成 30 年 10 月 1 日、平成 31 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日及び平成 34 年 10 月 1 日から施行することになります。

以上で簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第5、議案第26号 西伊豆町指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第26号 西伊豆町指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

西伊豆町指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月5日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案26号についてご説明いたします。

1ページをお開きください。西伊豆町指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。

お手元に配布してあります、議案第26号の資料をご覧ください。まず資料にて、概要を説明いたします。

制定の趣旨でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 6 条の規定による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の改正により、平成 30 年度から居宅介護支援事業所（ケアマネを配置し、ケアプランを作成している事業所）の指定等の権限が、都道府県から市町村に権限移譲されました。このため、町の条例で基準を定める必要があり、本条例を制定するものです。

2. 制定する条例。

西伊豆町指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。

3. 該当する国の基準省令。

条例委任事項、①指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、②基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、③指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格（法人格の有無）。

根拠規定、①介護保険法第 81 条第 1 項及び第 2 項、②介護保険法第 47 条第 1 項第 1 号、③介護保険法第 79 条第 2 項第 1 号。

基準省令としまして、①・②につきましては指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）、③介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 132 条の 3 の 2 となっております。

基準類型としましては、①・②につきましては従うべき基準、参酌すべき基準、③は従うべき基準となっております。

次ページをお願いします。

4 としまして、条例の制定にあたっての考え方でございますが、国の定める基準は、市町村の条例に委任するに際し、項目ごとに「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」に区分されており、以下のような条件が付けられています。

従うべき基準は、条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されてはおりません。

今回の条例制定にともなう標準とすべき基準はありませんが、国が定める基準を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものとなっております。

参酌すべき基準は、国が定める基準を充分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異

なる内容を定めることが許されるものとなっております。

今回の制定の検討にあたりましては、1点独自基準を設け、その他は国の定める基準と、西伊豆町における指定居宅介護支援等に係る事業者の現状を照らし合わせ、本町の実情に国の定める基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから国の基準どおりとしております。

5としまして、独自基準でございますが、基準の内容としまして、申請者の要件、国の基準は法人であることとなっておりますが、町の基準は法人の役員等が暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないという格好で、第2条となっております。基準区分としては、従うべき基準です。

理由としましては、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図るため、西伊豆町暴力団排除条例（平成23年西伊豆町条例第8号）第2条第2号及び同条第1号に該当しない者である旨の規定を追加したいものです。

6番としまして、その他で、西伊豆町内の居宅介護支援事業者の数でございますが、平成30年4月1日現在、仁科地区に4事業所、宇久須地区に3事業所、合計7事業所となっております。

指定の有効期間は、6年間となっております。今回の権限移譲にともない、新たに市町村から指定を受ける必要はなく、更新申請・変更届から市町村へ提出し、指定を受けることとなっております。

それでは、議案第26号の1ページにお戻りください。条例の内容について、ご説明させていただきます。

この条例は、目次に記載のとおり章立てとなっております。第1章 総則では、第1条で本条例を定める趣旨が記載されており、ここでは介護保険法の規定に基づき、当町における居宅介護支援事業者の指定に関し、必要な事項と指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとしています。

次に、第2章 指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件では、第2条で申請者の要件を定め、指定居宅介護支援事業者の指定は、申請者は法人とするものです。ただし、当該法人の役員等は暴力団員を役員とする者及び暴力団員とまたは暴力団員と密接な関係のある者は除くとしています。

第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針では、第3条で厚生省令に規定されている基準に準じて、本条例の基本方針を定め、第1項及び第2項では指定居宅介護支援の事業におけ

る利用者への配慮、2ページの第3項では指定居宅介護支援事業者としての心構え、4項につきましては、事業の運営にあたり、関係機関との連携に努めることを定めています。

第4章 指定居宅介護支援事業者に事業の人員に関する基準では、第4条で従業者の員数、第5条では管理者について、それぞれ厚生省令に規定されている基準に準じて、事業所ごとに常勤のものを配置することを定めています。

3ページ、第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、第6条から14ページの第31条までとなり、すべて厚生省令に規定されている基準に準じており、運営に関しての具体的な利用者との取り決めやモニタリングの実施、サービス担当者会議の開催、また11ページの第20条では、運営規程といい1号から6号の重要事項に関する規定を定めるものとしており、12ページの第24条では、事業所内の見やすい場所に運営規程の概要等を掲示しなければならないとしています。

また第25条では、秘密保持として、1項で業務上知り得た利用者又はその家族の情報をもたしてはならないこと。3項で、利用者又は利用者家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文章により同意を得なければならないとしています。

14ページの第31条では、記録の整備として、第2項で利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する1号から5号への関係書類は、完結の日から2年間保存しなければならないとしています。

同じく14ページの第6章は、基準該当居宅介護支援の事業に関する基準で、基準該当とは、居宅介護支援事業者としての指定を受ける要件、法人格、人員、設備及び運営基準のうち、一部を満たしていないような事業者で、一定の水準を満たすサービスの提供を行うものにつき、そのサービスについて市町村の判断で基準該当居宅支援として、保険給付の対象として事業を行えるサービスです。

第32条で、第3章から第5章（第28条第6項の及び第7項を除く）までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業に準用するとしています。

15ページをお願いいたします。

なお、附則として、施行期日、1 この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし第15条（第20号に係る部分に限る。）（第32条において準用する場合を含む。）の規定は、同年10月1日から施行する。

経過措置、2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第

1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項(第32条において準用する場合を含む。)に規定する管理者とすることができる。

(西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)につきましては、今回の条例の制定にともないまして、既存の西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の改正の必要が生じ、このような場合は単独立法の形式を取らず、改正の原因となった条例の附則において行うとなっているため、附則に加え、3としまして、西伊豆町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年西伊豆町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」を「西伊豆町指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年西伊豆町条例第〇号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第15条第9号」に改める。

第93条第2項中、「指定介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第15条各号」に改める。

以上で、説明を終わります。

○議長(高橋敬治君) 提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時30分

○議長(高橋敬治君) 休憩を解いて再開します。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長(高橋敬治君) 7番、山田厚司君。

○7番(山田厚司君) 非常に難しいというか、ややこしい条例です。1点確認したいのですが、この手続きに関する手数料を、徴収する市町としない市町があると聞いたんですけど、西伊豆町についてはどういう意向で、何も説明がなかったので徴収しないかなと思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 徴収しない予定です。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それはどういうことで、徴収しないと決めたのですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今年度から介護の事業者指定ですとか、いろいろ実地指導の関係もあり、賀茂圏域で共同でやることになりまして、関係する各他市町の状況も確認したところ、徴収しない方向でいくということなので、それに合わせて徴収しないという格好で考えております。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） 5ページの10条ですけど、介護認定の申請は速やかにするように決めているわけですけど、こういうことを決めているということは、あまり速やかでないという事実があるからだと思えますけど、西伊豆町の現状はどうなのでしょう。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 西伊豆町につきましては現在、ケアマネさんから介護認定申請が経由して出てきますけど、およそ申請が出てから30日少しくらいで、許可は出ているものと思われます。順調にいったって、特に問題なくいっていると思われます。

○議長（高橋敬治君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） 介護認定の介護計画を見た時、介護認定の書類というのは、西伊豆町は39日だと、30日を目標にやっているというけど、こういうことが書かれていたんですが、この辺はどうですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 当初と言いますか、39日とか40日かかった時期もありましたけど、現在はその辺はうまくまわってしまっていて、あと介護認定の期間が今まで1年という人もいたんですけど、介護度によりまして、ほとんどの人が2年更新という格好になってきましたので、介護の認定の申請の件数も、今年度については減ってきている現状があります。そこら辺を踏まえまして、介護の認定結果が出るまでが約30日ぐらいで、短縮がかかっているような格好になっています。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤孝君） 同じ5ページで、12条の2のところ、通常の事業の実施地域外とあるのですが、通常の事業の実施地域以外という判断はどのように判断しますか。

（議長休憩をとという声あり。）

○議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時35分

○議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 居宅介護事業者は申請を通すときに、自分たちの営業エリアを決めてきます。例えば西伊豆町内に限るとか、あと松崎町も含むとか、伊豆市土肥も含むとか、その場合の西伊豆町以外の部分を指すような格好でよろしいかと思えます。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） 1点だけ伺います。権限が町に委譲されて、現在先ほどの報告ですと7事業所があるんですが、運営自体は変わらないと思うんです。今後の動向として、新たに増えそうなのか、それとも逆に減ってきそうなのか、その辺の動向はいかがでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今のところ新たにできる事業者という話も聞いておりませんので、たぶんこの7事業所で推移していくのではないかと思います。

○議長（高橋敬治君） 3番、山本智之君。

○3番（山本智之君） そうしますと、今7事業者でまわっていて、それで何の支障はなくことは足りているという感覚で捉えてよろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） あとは町外、例えば松崎町の事業者がケアマネさんについて、西伊豆町の介護認定者のことをやっている場合もあります。

○議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 26 号 西伊豆町指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

◎休会宣告

○議長（高橋敬治君） お諮りします。

議長出張のため、明日、6月7日を休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、6月7日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時38分